

## 行政常任委員会

令和 3 年 3 月 1 2 日（金）

午前 9 時 5 8 分開 会

○南委員長 おはようございます。

昨日に引き続き、行政常任委員会を開きます。本日の欠席通告者は、高村委員、後刻出席でございますので、よろしくお願ひいたします。

今日は、議会事務局、会計課、監査事務局、税務課、防災、市民サービス課まで行きたいと思っておりますので、御協力よろしくお願ひをいたします。

それでは、早速ですが、議会事務局所管の議案の説明をお願いいたします。

○高芝議会事務局長 おはようございます。議会事務局です。よろしくお願ひします。

それでは、議案第 1 1 号、令和 3 年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、議会費について説明させていただきます。

予算書 5 0、5 1 ページを御覧ください。

まず、歳出の第 1 款第 1 項第 1 目議会費の本年度予算は 1 億 9 2 7 万 4, 0 0 0 円で、前年度と比較いたしまして、1, 1 5 7 万 1, 0 0 0 円の減額で、財源内訳は全て一般財源でございます。

減額の主な要因といたしましては、昨年 の 第 4 回定例会において、尾鷲市議会議員定数条例が改正されたことに伴い、本年 6 月に予定されております一般選挙より、議員定数が 1 3 人から 1 0 人になることに伴う議員報酬、旅費等の減額及び議員共済組合負担金の負担率が下がったことなどが主な要因でございます。

それでは、予算書に沿って、順に説明させていただきます。

まず、議員報酬手当等につきましては、7, 3 3 6 万円で、内訳は、議員報酬、期末手当及び共済組合負担金でございます。このうち、共済組合負担金につきましては、掛金率が下がったことにより、前年度比較で 9 0 万 1, 0 0 0 円の減となっております。

次の議会費職員人件費につきましては、総務課より一括して説明がございましたので、割愛させていただきます。

次に、議会運営経費でございますが、本年度予算額は 9 9 2 万円で、前年度比較で 6 1 万 7, 0 0 0 円の増でございます。

内訳の主なものを説明させていただきます。

まず、7節報償費8万円につきましては、熊野市議会との合同研修会開催に伴う費用でございます。

8節旅費は、議長会関係の会議や、各委員会の管外行政視察等、266万円の計上でございますが、議員定数減に伴い、前年度比較で24万5,000円の減額となっております。

次に、53ページをお願いします。

10節需用費は、前年度比36万3,000円の増の108万1,000円で、増額の主な要因は、改選に伴う防災服の更新、議員手帳用の証明写真代などによる増額でございます。

次に、11節役務費をお願いします。こちらは、議場及び各委員会室の名札書換手数料6万2,000円の増。

次に、12節委託料をお願いします。200万2,000円は、内訳といたしましては、本会議、常任委員会等の会議録反訳委託料187万円、議場マイク等設備点検委託料13万2,000円でございます。

13節使用料及び賃借料は、前年度比18万1,000円の減で、244万1,000円で、主な要因は、議員定数減に伴う議員用タブレット端末に係る回線使用料の減額でございます。

次に、17節をお願いします。備品購入費68万2,000円は、改選後のタブレット端末更新費用でございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金は、全国市議会議長会負担金から55ページの中南勢都市議会議長会負担金まで、それぞれほぼ例年どおりの計上でございます。

最後に予算書の9ページ、こちらを御覧ください。

第2表、債務負担行為の1段目でございますペーパーレス会議システム利用料につきましては、本年、令和3年10月末をもって、Side Booksのほうの利用契約の期間が終了することに伴い、11月から新たに利用契約のほうを結ぶため、令和4年度以降に発生する金額の255万8,000円を限度額として定めるものでございます。

以上、令和3年度一般会計予算のうち、議会費に係る説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○南委員長 議会事務局からの説明は以上でございます。

特にございますか。

○楠委員 おはようございます。今、タブレットの更新ということなんですけど、使い勝手とか、大きさとか、そういうものはどのように考えているんですか。

○高芝議会事務局長 今回の予算取りを含め、事務局といたしましては、現行 iPad の第 8 世代のほうを想定して、予算取りなども行ってきておるんですけども、今回 6 月 6 日に選挙のほう予定されておりまして、新たに当選された議員さんに相談の上でございますが、その時期に我々が想定した機種があるかないかも含めて、相談の上、進めていきたいと思っております。

○南委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、議会事務局の審査を終了いたします。ありがとうございました。

引き続きまして、会計課、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、会計課の付託案件として、議案第 16 号、令和 2 年度一般会計補正予算（第 11 号）の議決についてのほうから説明をお願いいたします。

○平山会計管理者兼会計課長 会計課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 16 号、令和 2 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 11 号）の議決についてのうち、会計課に係る分を補正予算書によりまして御説明させていただきます。

例年 3 月の補正予算に含めて出させていただいております歳入 2 件でございます。

それでは、補正予算書の 18 ページ、19 ページのほうを御覧ください。

では、歳入についてであります。

ページの中段にございます 16 款財産収入、1 項財産運用収入、3 目基金運用収入、1 節基金運用収入の補正額 77 万 2,000 円のうち、会計課分といたしましては、59 万円の補正でございます。

これは、前年度の用品調達基金会計の余剰分でございます。

次に、ページ下段を御覧ください。

20 款諸収入、2 項市預金利子、1 目市預金利子、1 節市預金利子については、4 万 6,000 円の増額でございます。これは定期預金利子で、歳計一時預金利子として 4 万 6,000 円を計上し、計 4 万 7,000 円とするものであります。

以上が補正予算の説明でございます。

○南委員長 特にこの補正予算について、御質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 よろしいですね。もし、あったら、後でも結構でございますので。

それでは、引き続きまして、議案第11号のほう、当初予算の説明をお願いいたします。

○平山会計管理者兼会計課長 続きまして、議案第11号、令和3年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、会計課に係る分を予算書により御説明させていただきます。

会計課における前年度当初予算との……。

(「マイクが入っていない」と呼ぶ者あり)

(「すみません」と呼ぶ者あり)

○南委員長 お願いします。

○平山会計管理者兼会計課長 会計課における前年度当初予算との比較につきましては、額の増減はございますが、特に大きな変更点はございません。

では、まず、予算書の40ページ、41ページを御覧ください。

まず、歳入についてであります。ページ中段にございます19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金は、前年度繰越金として1,000円の計上でございます。

次に、最下段の20款諸収入、2項市預金利子、1目市預金利子、1節市預金利子は、歳計一時預金利子として、こちらも1,000円の計上でございます。

次に、42、43ページのほうを御覧ください。

ページの下段にございます20款諸収入、5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入2,250万2,000円のうち、会計課分といたしましては、1行目にございます白地図等売却代1万7,000円の計上であります。

次に、歳出に移ります。

まず、予算書54、55ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の7億1,285万7,000円のうち、会計課分を御説明いたします。

財源内訳につきましては、全て一般財源でございます。

そこから少し飛びまして65ページを御覧ください。

会計課分といたしまして、ページ下段の会計事務経費66万4,000円の計上でございます。内訳としましては、10節需用費は39万3,000円で、消耗品

費が25万9,000円、印刷製本費13万4,000円、主に決算書の作成に関する経費でございます。

次のページ、66ページ、67ページを御覧ください。

11節役務費につきましては、通信運搬費21万3,000円で、こちらは口座の振込通知書等の郵送代でございます。

13節使用料及び賃借料につきましては、複合機使用料5万3,000円でございます。

次、18節負担金、補助及び交付金は、会計管理者関係の負担金で、こちら14市で設置いたしております三重県都市会計管理者協議会負担金として5,000円を計上させていただいております。

続きまして、庁内事務経費につきましては、55万7,000円の計上であります。

10節需用費は、印刷製本費47万6,000円で、庁内で共用で使用する帳票類等の作成費としての印刷製本費の計上でございます。

次、11節役務費は、保険料3万4,000円で、こちらは全国市長会公金総合保険料でございます。

次、17節備品購入費につきましては、庁内職員用の椅子の購入費として4万7,000円を計上しております。

続きまして、312ページ、313ページを御覧ください。

11款公債費、1項公債費、2目利子3,974万2,000円のうち、会計課分を御説明いたします。

こちらは、22節償還金、利子及び割引料のうち、一時借入れをした場合の利子償還金として、前年度同様、41万1,000円の計上でございます。

以上で、会計課に関する当初予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○南委員長 説明は以上です。

御質疑のある方、御発言を願います。

よろしいですか。

1点だけ、ちょっと参考に。今の地図、白地図1万7,000円という説明があったでしょう。あれは尾鷲市全体の地図で、1部幾らなんですか。それだけちょっと参考までに。

○平山会計管理者兼会計課長 会計課の白地図につきましては、尾鷲市の全図と、

あと、都市計画図、こちらも全図に都市計画区域を落とし込んだものがございます。そちらのほうは、小さい版につきましては、1部400円。あと、市全図のうち、分割図、あと、縮尺が大きいやつがございますので、そちらにつきましては、分割地図で、1部500円で、現在販売のほうを行っております。

○南委員長　それと、地図とは関連せんのですが、尾鷲市史を会計課で販売されておったと思うんですけど、もうほとんどの、下巻のほうも完売されたんですか。予算的に上がっていないですから、最近。それだけ確認。

○平山会計管理者兼会計課長　尾鷲市史につきまして、上巻につきましてはもう完売ということで、今現在、下巻のみ販売で、まだ在庫のほうがございます。

○南委員長　どれくらいありますか、下巻、在庫。

○平山会計管理者兼会計課長　少々お待ちください。資料のどこにあったかな。申し訳ございません。

○南委員長　また後でも結構でございますので。会計課の議案審査はよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○南委員長　それでは、3点ほど報告事項がありますので、報告事項のほうをお願いいたします。

○平山会計管理者兼会計課長　それでは、報告事項といたしまして、本年、金融機関さんの合併に伴い、尾鷲市の指定する収納代理金融機関1行と、あと、指定金融機関さんのほうに名称の変更がございますので、その名称の変更に係る報告を2件と、本年7月に指定金融機関の輪番制による交代がございますので、その御報告をさせていただきます。

では、行政常任委員会資料の1のほうを御覧ください。

こちらが、尾鷲市収納代理金融機関の名称変更についてということで、冒頭の令和2年10月30日に三重県信用漁業協同組合連合会を含む11の信用漁業協同組合連合会が合併契約を締結されまして、令和3年、この4月1日より、東日本信用漁業協同組合連合会として発足されることに伴いまして、現在、尾鷲市が指定しております収納代理金融機関が三重県信用漁業協同組合連合会でございますので、その名称を東日本信用漁業協同組合連合会に変更いたします。

こちらは金融機関等の合併ですとか名称変更につきましては、権利義務を一切承継される場合におきましては、行政実例により再指定を行う必要がないということになっておりますので、指定の一部変更ということで、名称変更を行い、今後告示

を行うとともに、市広報、ホームページ等で市民への周知を行っていきます。

下の1、2につきましては、金融機関の合併に係る概要等でございますけれども、2の合併概要についての(4)のところに、市の収納代理金融機関の指定に係る諸契約の取扱いについてということで、こちらにつきましては、現在11の信漁連さんが合併されますけれども、存続信漁連さんが千葉県信漁連さんとなりまして、ほか10の信漁連さんが吸収合併されるということで、その千葉県信漁連さんが東日本信用漁業協同組合連合会に名称変更するということになります。

これまでの公金取りまとめ事務、市税等の収納を行っている部分につきましては、現在の三重県信漁連さんの尾鷲支店がそのまま存続いたしますので、そちらを取りまとめ店として継続していただきます。

下に、参考といたしまして、現在の収納代理金融機関の金融機関名と、あと、その他関連事項といたしまして、現在、尾鷲市水道事業の収納取扱金融機関も同じく、三重県信漁連さんとなっておりますので、こちらにつきましても同様に名称変更を行っていくということとしております。

1番の収納代理金融機関の名称変更については以上でございます。

○南委員長 続けて。

○平山会計管理者兼会計課長 では、続けて説明させていただきます。

2の尾鷲市指定金融機関の名称変更についてということで、こちら、令和3年の2月3日に株式会社第三銀行と株式会社三重銀行が合併に向けた契約を締結されまして、令和3年5月1日をもって新銀行名を株式会社三十三銀行として発足されることとなります。

それに伴いまして、現在尾鷲市金融機関に指定している株式会社第三銀行の名称を株式会社三十三銀行に変更いたしますということで、こちらにつきましても、金融機関との合併、名称変更につきましては、行政実例により再指定を行う必要がないとされており、指定に係る議会の議決につきましても得る必要がないとされておりまして、今期につきましても、先ほどの収納代理金融機関の名称変更と同様に、指定の一部変更による名称変更を行って、告示、ホームページ、市広報等での周知を行ってまいります。

こちらにつきましても、1、2につきましては、名称の変更内容と、あと、合併概要等について記載させていただいております。

(4)につきまして、これまでの指定金融機関業務につきましては、全て三十三銀行さんが承継することと、あと、公金事務の統括店としましては、現第三

銀行尾鷲支店であります尾鷲支店のほうが引き続き行っていきます。

その他関連事項につきましては、先ほどの水道部の事業の、こちらにつきまして、第三銀行さんは、出納取扱金融機関として指定されておりますので、こちらにつきましても同様に名称変更ということで取り扱うことと伺っております。

次に、3ページ、4ページのほうで、資料3のほうに移らせていただきます。

こちらは尾鷲市指定金融機関の交代についてということで、現在指定金融機関に指定する第三銀行さんにつきましては、先ほどの説明させていただきました5月1日をもって三十三銀行に銀行名を変更されまして、本年6月30日をもちまして3年間の指定期間が終了となります。

尾鷲市指定金融機関の指定につきましては、平成29年第1回定例会議決の議案第22号のほうで尾鷲市指定金融機関の指定についてによりまして株式会社第三銀行、紀北信用金庫及び株式会社百五銀行のうち一つとし、指定期間を3年間として、輪番により指定することが議決されております。

これにより、令和3年7月1日から令和6年6月30日まで、尾鷲市指定金融機関の指定が紀北信用金庫さんの順番となりますので、今後、円滑な事務の交代が行われるよう、今後事務のほうを進めてまいります。その報告でございます。

下記の表につきましては、尾鷲市の指定金融機関の沿革の経緯と、あと、4ページにつきましては、尾鷲市水道事業出納取扱金融機関の沿革ということで、参考としてつけさせていただきます。

資料の説明につきましては以上でございます。

○南委員長 金融機関交代についての報告は以上でございます。

特に御意見のある方。

○楠委員 収納代理金融機関とかもだんだん広域化してくる中で、市民の方も何人か声を聞くんですけど、たまたま思い出したら土日で金融機関が休みと、振込もできないということで、コンビニエンスストア、旧市街地にしかないんですけど、そういう活用をする気があるのか、ないのか、そこだけ回答をお願いします。

○平山会計管理者兼会計課長 各市さんでコンビニ収納等々が進められておる中で、主に市税に係る部分であったり、手数料に係る部分ということで、現在のところ、直接収納事務に係る部署で、それぞれコンビニ収納等、キャッシュレス決済の事務等を進めておるんですが、現在検討中というような段階で。

ただ、周辺の自治体さんにつきましても、キャッシュレスですとか、コンビニ収納が続いておりますので、その辺は、会計課としても、その部分につきましては協



議を進めていきたいということで、現在、会計管理者の協議会等で、事務研修がある中で、各市の状況というのはそれぞれ教えていただいているような状況でございますので、それらを参考に、本年度につきましても、税務課さんのほうには資料提供を行って、今後の状況ということで、情報交換というか、そういう段階ではございます。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

○奥田委員　　今の話。水道料金はコンビニで払えますよね。水道、できますよね。税金が、今払えないですけどね。それは何か支障はあるの。

○下村副市長　　すみません、ちょっと古い話なんですけど、水道料金につきましては、基本料金が当時かなり安いということがあって、単身赴任の方が、金融機関がないということで、市内の銀行さんで口座を設けて、転勤されると、解約してしまうことがあったと。大手の銀行に移ると。で、最後の月の水道料金の収納がかなり困ったと。

当時、基本料金600円台だったと思うんですけど、そうなると、振込手数料、現金で送ってもらうとですけども、手数料がかなりかかるということで、コンビニ収納を開始させていただいた経緯がございます。

ただ、税金の場合は、金額が何万円という金額になると、手数料がかなり高くなるということで、税務のほうはちょっと導入になかなか踏み切れなかったという経緯が、十数年前の話です。

○奥田委員　　でも、十数年前の話ということで、副市長言われたけれども、随分時代も変わってきているし、この前もある方が言っていたけど、今は銀行も昼休み取るやないですか。昼休憩で、税金を納付しようと銀行へ行ったら、銀行は休んでいて、振込もできないと言っている方がいましたけれども。

やっぱりちょっとその辺のところを、市民の方の利便性を考えて、対応してほしいなと思う。対応できんものかな。また考えておいてください。

○下村副市長　　すみません、古い話で。私らが税務課におった頃は、約束ができておれば、夜間でも集金に行くというようなことはさせていただいておりました。

今も、振込、今日仕事が終わってから、6時ぐらいになるというような話になれば、現金を持ってきてくれる方も、それは窓口のほうで収納しておる体制は変わらず取っておると思うんです。

○南委員長　　よろしいですか。

じゃ、会計課の審査を終了いたします。ありがとうございました。

続いて、監査委員事務局の審査に入ります。

それでは、監査委員事務局所管の議案第11号、令和3年度の当初予算の説明をお願いいたします。

○野地監査委員事務局長 監査委員事務局です。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第11号、令和3年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、監査委員事務局の予算につきまして、尾鷲市一般会計特別会計予算書に基づき説明させていただきます。

予算書の120ページ上段を御覧ください。通知いたします。

2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費の本年度予算額は1,888万1,000円で、前年度に比べますと135万6,000円の増額となっております。財源内訳といたしましては、全て一般財源となっております。

予算書次ページ、121ページ中段を御覧ください。

人件費を除きました監査事務費は253万円で、前年度に比べ3万7,000円の増額となっております。

監査事務費の内訳といたしましては、1節報酬の177万円は、代表監査委員、議選監査委員2名の委員報酬であります。

7節報償費6万6,000円は、住民監査請求に係る弁護士に対する相談費用として、1回2時間、3回分の弁護士料を計上させていただいております。

8節旅費17万8,000円は、職員研修に係る普通旅費4,000円と、東海地区都市監査委員会総会・研修会と、北陸・東海・近畿三地区共催都市監査事務研修会に対する監査委員2名の参加に係る旅費費用弁償17万4,000円で、前年度と比較して1,000円の減額となっております。

次に、10節需用費41万9,000円は、定期監査、例月出納検査、決算審査等に係る事務用消耗品費、監査事務に係る参考書籍購入費、書籍加除追録代等の消耗品費で、前年度と比較して1万1,000円の増額となっております。

次に、11節役務費の通信運搬費1万円は、前年度と同様に、住民監査請求関係書類の簡易書留等に係る郵送代を想定して計上しております。

13節使用料及び賃借料の複合機使用料6万1,000円につきましては、事務局備付けの複合機使用料で、前年度と比較して2万7,000円の増額となっております。

18節負担金、補助及び交付金の2万6,000円につきましては、次ページ、

123 ページ上段の説明欄に記載のとおり、それぞれ三地区共催事務研修会負担金、三重県、東海地区、全国の都市監査委員会の年会費及び三重県と東海地区都市監査委員会の総会・研修会の参加負担金となっております。

以上で、監査委員事務局に係る予算の説明を終わります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言を願います。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、監査事務局の審査を終わります。ありがとうございました。

引き続きまして、防災危機管理課。

よろしいですか。

それでは、防災危機管理課所管のまず、議案第10号、尾鷲市防災行政無線通信施設の設置等に関する条例の一部改正についての説明を求めます。

○神保防災危機管理課長 それでは、議案第10号、尾鷲市防災行政無線通信施設の設置等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

改正理由といたしましては、防災行政無線デジタル化の整備に伴うものでございます。昨年度から実施しております、この整備工事は、今月19日を工期末といたしまして、デジタル電波による運用を行いながら、音達状況等の調整作業を行っているところでございます。

それでは、条例改正の詳細について、課長補佐より説明いたします。

○大和防災危機管理課長補佐兼係長 それでは、条例一部改正案新旧対照表、こちらの資料に基づいて説明させていただきます。

5 ページを御覧ください。

改正内容は、主に3点でございます。1点目は、中継局の新たな場所への整備、2点目は、移動系無線の廃止、3点目は、国の機関の名称変更であります。

まず、第2条の防災行政無線の設置位置につきまして、中継局を矢ノ川峠から、早田と三木浦の間に位置する谷の山の山頂へ新たに整備したことから、その設置位置につきまして、大字南浦2907の16から、九鬼町人渡大地木屋983番2、谷の山山頂に改正します。

次に、表右の改正前の欄に、2、移動系親局、7、陸上移動局とあります。これ

はトランシーバーのようなものですが、防災ネットワークシステムの整備や携帯電話の普及から、移動系無線を廃止とし、記述の削除をします。

次に、第3条及び第6条では、国の機関の名称を電気通信監理局から東海総合通信局へ改正します。

次に、第4条では、移動系無線を廃止したことに伴う記述の削除でございます。

以上で、条例の一部改正の説明とさせていただきます。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑、御意見のある方、御発言を願います。

○三鬼（和）委員 条例変更ですので、ほかのときでも聞けるかとは思いますが、条例の中には屋外受信設備については市長が指定する場所となっておりますけど、今回デジタル化になって、転換するまでは、モニタリングをかなりやっておられたみたいなんですけど、実際デジタル放送になってから、音声が届いているかどうかということを含めて、モニタリングはどうされているんですか、現状としては。

市民から、全然、屋外放送が聞こえなくなったとかって、そういうのはどうなんですか。

○神保防災危機管理課長 先ほども申しましたように、工期が19日になっておりますが、それまでも、今も調整はずっとやっておるんですけども、これはやっぱりマストをなくした場所とか、新しく配置したところによって、近くでずっといつも鳴っていたとか、遠くからこんな鳴る、そういう地域の違いによっても聞き取りにくい、聞きやすいというのはあるので、それも調整しながら、また今後1年ぐらいをかけてというか、ずっとですけれども、そこは調整しながら進めていきたいと考えております。

○三鬼（和）委員 今回デジタル化になった中では、ワンセグと屋外と、これはほとんど同時に、必ず同時に全部流しておると理解したらいいんですか。ワンセグの普及というのかな、音を消しておる人のことも含めて。あれは音をゼロにしてあっても、音が入るといって、普通でも出るんやったか、ゼロはゼロやったのかいな。

1 さえしてあったら、何か言っておるなって分かるもので、それも併せて、ワンセグはうるさいといって切られておったりとか、電池が切れたりとか、コンセントが抜けておってというのもあるんで、年配の人とか、分かりにくい部分もあるもので、同時に、その辺は改めていろんなことに備えて、完備できるようにしてほしいなと思うんですけど、その辺についての作業はいかがですか。

○神保防災危機管理課長　　今議員申されたように、随時広報とかホームページであるとかで発信はしておるんですけども、まず御理解していただきたいというか、防災行政無線については外、ワンセグ放送については中というすみ分けをやっておりますので、その辺も周知しながら、広報していきたいと考えております。

○南委員長　　よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　ないようですので、次の議案第16号、令和2年度補正予算（第11号）のほうの説明をお願いいたします。

○神保防災危機管理課長　　それでは、議案第16号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決についてのうち、防災危機管理課に係る部分について御説明いたします。

まず、歳入の説明をさせていただきます。

予算説明書の18、19ページを御覧ください。

15款県支出金、2項県補助金、7目消防費県補助金、1節消防費補助金7万7,000円は、消防団充実強化促進事業補助金で、主に活動服、半長靴等の購入に係る補助金でございます。

予算説明書の20、21ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、7節消防費雑入、小型ポンプ操法関連助成金108万円につきましては、7月に予定しておりました小型ポンプ操法大会が1年延期されたことに伴う減額となっております。

消防団員損害補償費47万円につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金から支払われる公務災害補償費で、同額を消防団活動中にけがをした団員に係る医療費として、病院及び隊員に支出するものでございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

予算説明書の28、29ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、12目防災費、10節需用費450万1,000円につきましては、地方創生臨時交付金で、備蓄用毛布及び簡易トイレ購入に係る入札差金でございます。

56、57ページを御覧ください。

8款消防費、1項消防費、1日常備消防費、18節負担金、補助及び交付金479万3,000円につきましては、三重紀北消防組合に係る負担金で、主に人件費に伴う減額でございます。

8 款消防費、1 項消防費、2 目非常備消防費、1 節報酬 1 5 1 万 7, 0 0 0 円、8 節旅費 1 6 万 5, 0 0 0 円、1 0 節需用費 1 0 万 4, 0 0 0 円につきましては、これも小型ポンプ操法大会が 1 年延期されたことに伴う減額でございます。

5 節災害補償費 4 7 万 1, 0 0 0 円は、公務災害補償費の先ほどの支出分でございます。

1 7 節備品購入費 3 0 万 8, 0 0 0 円につきましては、消防団車両購入に係る入札差金でございます。

以上です。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑のある方。

○楠委員 先ほど、公務災害補償費 4 7 万円、けがをされたという方は、この予算上の数字はいいんですけど、議会とか委員会に報告はされています。ちょっと記憶にないから。

○神保防災危機管理課長 これは一番最初のときに報告させていただいて、今回が多分最後になると思う。御通院とかがあるので、端数といいますか、これが多分、通院するたびに調整をして、これが最後になる計上だと思っております。

○南委員長 他にございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、続きまして、議案第 1 1 号、令和 3 年度の当初予算の説明をお願いいたします。

○神保防災危機管理課長 それでは、議案第 1 1 号、令和 3 年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、防災危機管理課に係る部分について御説明いたします。まず、歳入でございます。

予算説明書の 2 2、2 3 ページを御覧ください。

1 3 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料、1 節総務管理使用料 4, 0 0 0 円につきましては、電柱敷地の使用料でございます。

3 6、3 7 ページを御覧ください。

1 5 款県支出金、3 項委託金、4 目消防費委託金、1 節水防費委託金 1 3 8 万 1, 0 0 0 円につきましては、水門等の点検管理に関し、水防費委託金として県より交付されるものでございます。

4 4、4 5 ページを御覧ください。

2 0 款諸収入、5 項雑入、1 目雑入、2 節総務費雑入、説明欄上から 8 項目めの

DONE T負担金 82万9,000円につきましては、古江陸上局の陸上部から浅海部へのケーブル管理業務に係る負担金であり、国立研究開発法人防災科学技術研究所から依頼を受け、防災危機管理課と商工観光課で分担して実施するものでございます。

7節消防費雑入 633万8,000円のうち、消防団員退職報償金収入 525万6,000円、これは、消防団員等公務災害補償等共済基金から交付されるもので、消防団員の退職金に充当するものでございます。

また、小型ポンプ操法関連助成金 108万円は、操法大会に係る助成金でございます。

消防団員福祉共済制度事務費等収入 2,000円は同じく共済基金から事務費として交付されるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

予算説明書の 88、89 ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、12目防災費、本年度予算額 3,620万5,000円でございますが、前年度予算額 1億7,268万4,000円、比較、1億3,647万9,000円の減額で、その主な要因は、防災行政無線デジタル化事業の完成によるものでございます。

細目防災訓練経費 56万円でございますが、事業内容としましては、市民の防災意識の高揚と自主防災活動の促進を図り、防災を日常化することを目的に、防災訓練の実施、防災フェアの開催による啓発活動を行う事業経費でございます。

次に、細目自主防災組織整備事業 396万5,000円でございます。

次のページを御覧ください。

事業内容としましては、市民の安全安心を向上させるため、災害時に備えた避難経路の確保、自主防災活動を積極的に取り組むことを目途とした事業経費でございます。主なものとしまして、10節需用費の修繕料 240万円は、避難路簡易修繕料でございます。

18節負担金、補助及び交付金補助金 126万円は、尾鷲市地域防災力向上補助金でございます。

次に、細目防災危機管理課維持管理経費 2,064万2,000円でございますが、事業内容につきましては、防災行政無線、防災メール、エリアワンセグなどを運用しており、これらシステムの維持管理等の事業経費でございます。

主なものとしましては、10節需用費 398万5,000円のうち、光熱水費 3

71万6,000円で、このうち300万円が防災センター電気代でございます。

12節委託料1,468万9,000円のうち、土砂災害情報相互通報システム保守点検業務委託料330万円、エリアワンセグシステム保守料1,122万円でございます。

なお、令和3年度につきましては、防災無線保守点検業務委託料は、令和2年度の防災行政無線デジタル化整備工事に伴い、メーカー補償対応のため計上はしておりません。

次のページを御覧ください。

細目防災対策費1,103万8,000円でございます。事業内容につきましては、様々な防災、減災対策を実施する事業形式でございます。

10節需用費、消耗品費347万7,000円は、公的備蓄品の確保として、アルファ米、保存水、粉ミルクの購入費、また、その他の公的備蓄品及び防災啓発物品などの購入費用でございます。

14節工事請負費70万1,000円は、エリアワンセグのアンテナ取付工事費でございます。

18節負担金、補助及び交付金638万5,000円のうち、三重県防災行政無線運営協議会負担金55万2,000円と、三重県防災航空隊運営費負担金182万6,000円、三重県防災通信ネットワーク再整備事業負担金394万5,000円が主なもので、県内各市町から、県事業への負担金でございます。

続きまして、予算書98、99ページを御覧ください。

14目諸費、総務管理費負担金122万1,000円のうち、当課分といたしましては、紀北危険物安全協会負担金1万円、指定ヘリポート管理負担金3万6,000円、尾鷲地区防犯協会負担金99万7,000円、暴力追放推進会議負担金4万円、津波予測・伝達システム市町負担金10万円でございます。

次に、総務管理費補助金12万円は、尾鷲市防犯委員会補助金で、防犯委員会の運営費でございます。

続きまして、252、253ページを御覧ください。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費4億7,093万6,000円で、その内訳といたしましては、三重紀北消防組合負担金として4億6,449万5,000円、消防救急デジタル無線共通波設備負担金644万1,000円でございます。

次に、2目非常備消防費、本年度予算額4,024万7,000円でございます。

細目消防団員活動費2,721万4,000円でございますが、事業内容につきま



しては、消防団の日常的な訓練等の事業経費でございます。

1 節報酬 1,462 万 5,000 円が、団員の訓練手当など、各手当でございます。  
次のページを御覧ください。

4 節共済費 555 万円のうち、退職報償金に係る掛金として、条例定数 260 名分に 1 名当たり 1 万 9,200 円の 499 万 2,000 円、そのほか消防団員の災害補償掛金 49 万 4,000 円が主なものでございます。

7 節報償費 525 万 6,000 円は、消防団員の退職報償金でございます。

次に、細目非常備消防一般事務費 1,303 万 3,000 円でございます。

事業内容につきましては、消防団員の活動に対しての安全管理を目的に各団に配備している小型動力ポンプ付積載車の更新整備や各分団詰所の資機材等の管理を行う事業経費でございます。

10 節需用費 174 万 7,000 円のうち、修繕料 85 万 5,000 円につきましては、8 台分の消防団車両の車検整備代でございます。

11 節役務費 99 万 2,000 円のうち、浄化槽保守点検等手数料 65 万 4,000 円は分団詰所 10 か所の保守点検・法定検査・清掃手数料でございます。

次のページを御覧ください。

14 節工事請負費 153 万 6,000 円は、旧 7 分団、須賀利の詰所解体に係る費用でございます。

17 節備品購入費 812 万 9,000 円は、第 13 分団賀田地区の小型動力ポンプ付積載車購入費でございます。

18 節負担金 15 万 6,000 円は、消防協会紀北支会への負担金でございます。

続きまして、3 目水防費、本年度予算額 138 万 1,000 円でございます。水防事業につきましては、市内にあります 105 基の防潮扉や樋門、水門などの点検管理を行う事業で、全て県支出金の水防費委託金が充当されております。

以上でございます。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑のある方。

○濱中委員 何点かあるんですけども、まず、93 ページ、予算書の。この中で備蓄品の費用が入っていると聞きましたけれども、ここで購入される備蓄品の保管先はどこへ幾つというふうなことは分かりますか。

○大和防災危機管理課長補佐兼係長 それぞれの備蓄品につきましては、データとして事務局のほうで整備しております。

そういった中で、主な部分は、地域防災計画のほうの資料編のほうに掲載をさせていただいて、市のホームページのほうで公表しておるといふような状況でございます。

○濱中委員　地域防災計画を市民の方が普通に目にするような状況になかなかならないんですよ。

やっぱり、この間も申し上げたように、どこへ逃げるのが適切かなという話であるとかということをもっと計画しておいてもらうことが大事やと思うし、備蓄というのは、各自おうちではやられておるとは思いますけれども、水害とは違って、津波被害のときには、それすらも全部なくなることもあるので、やっぱりそういった辺りを普段から自分たちの自助を考えてもらう上で、役所がどういうふうに備えておるかということを知ってもらうことが安心につながると、そういうふうに感じるんです。

そういったことをお知らせするにも、さっきちょっと資料としていただいたんですけども、このハザードマップは次はいつ更新される予定ですか。

○神保防災危機管理課長　今のところ更新の予定はございません。

○濱中委員　予算にないことを言うんですけども、このハザードマップに関しても、津波だけじゃなくて、風水害にしても、もう7年ぐらいたっておるんですね。もう5年でも結構町の中の様子って変わりますし、空き地が増えたりとか、空き家が増えたりとか。その備蓄の状況も変わったりとかという、そういうこともありますので。

今年は、このハザードマップには、津波のほうには津波の被害のことが書かれておるんですけども、風水害、土砂災害のほうに、南部集中豪雨の資料が何もありませんよ。

今年50年なのでね、そういったことをもうその区切りの年として、何か南部集中豪雨を教訓としたような、そういった市民への働きかけのようなものって、市長、考えられませんか。

○南委員長　市長、豪雨の。

○神保防災危機管理課長　南部集中豪雨につきましては、このハザードマップ、土砂災害のほうのこっちのページには載っておるんですけども、また、このページとか、実際ホームページのほうでPDFで公表しておりますが、また、そういった面を広報ですとか、エリアワンセグとか、そういうところに特集で組むということは可能ですので、ホームページに特出しでリンクを貼るとかですね。

うちのほうも、やっぱり市民の皆様が独自で備蓄であるとか、避難路の確保、それはもうすごく重要なことでもありますので、そういった面も含めて、検討させていただきたいと思います。

○濱中委員 ホームページなんですけどね、防災のページに行くと、いきなり字がずらっと並ぶんですよ。その中に本当に今一番お知らせしたいことを特出しするような、絵にしてみたりとか、QRコードにしてみたりとか、やっぱり若い人にもきちんと興味を持っていただくようなホームページのページづくりということは必要かなと思いますし、このハザードマップのほうにも、避難経路を確認するために、ここにあるものはどうやって行くのかというのがQRコードでグーグルマップにリンクさせることもできますので、更新の際にはそういったことも考えて、やはり、その時代、その時代に合った使いやすいツールというのを考えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○南委員長 要望ということで。

○小川委員 備蓄品のその93ページ、ちょっとかぶるんですけど。

去年やったですかね、国のお金を使って、地方創生やったですかね、運賃出してもらって、備蓄品の期限切れ前のやつだね、子ども食堂なんかに、四日市のところを経由したんだな。そこへ送って、かなり感謝されて、お手紙もたくさんもらったと思うんですけど、今回もそういう国の予算というか、それで運賃とか、備蓄品の期限切れ、どうされるのかどうか、今年は。

○神保防災危機管理課長 前回、日本非常食機構の協力で運賃とか出させていただいて、やっておったんですが、今年度はなかなか運賃が出てこないということで、またうちのほうも、そのときにあるアルファ米とかをできる限り外に出したいと思っておるんですけども、なかなかタイミングが、うまいこといく場合もありますし、今後そういうタイミングがあれば、また協力して、皆様に届けられるように方策を考えてまいりたいと思います。

○小川委員 市内の生活困窮者の人とかも取りに来る方もいると思うんですけど、そういうので何%ぐらい使われるのか、それで、また、これを廃棄処分したらもったいないですから、その点はどうなんでしょうか。

○神保防災危機管理課長 廃棄というよりか、今までは廃棄というのがほとんどメインだったんですけども、今、社協のほうにもお願いして、数千をお願いして、生活困窮者の方々にも回るように対策はしております。

○小川委員 子ども食堂をやられている方もおりますし、そういうところに持つ

ていくような、そういう段取りとか、ミルクなんかね、小学校とかでも使えますので、ぜひ使っていただきたいと思います。

それと、255ページのほう、この消防団の年手当328万円、これ1人当たり幾らになるんですか。何人いるのか。幾らか。

○寺下防災危機管理課主任 年手当について説明させていただきます。

消防団員は、団長から団員まで、階級によって値段が変わっているんですけども、一番下の団員が1万2,000円となっております。

以上です。

○小川委員 その1万2,000円なんですけどね、三重県29市町のうちで一番低いですよ。四日市辺りだと年間4万5,000円ぐらいとか。これでも上がったんですか。

災害があった場合、命を張ってもらうのに1万2,000円って、低過ぎるんじゃないかと。上と下、四日市だと4万5,000円って、差がひど過ぎるんじゃないか、もう少し上げてもいいんじゃないかと思うんですけど、どうなのでしょう。

○神保防災危機管理課長 毎年その話、紀北町とうちと話が出るんですけども、これでもうちのほうは、微々たるものですが、上げておる形をお願いしておるような状況です。

○小川委員 上げておるといっても、三重県で一番低いんですよ。何とかしないと、消防団に入ってくる人がいなくなるんじゃないですか。

○神保防災危機管理課長 そういった面も財政とも相談しながら、検討させていただきたいと考えます。

○三鬼（孝）委員 今、小川委員さんが、消防団の手当のことを言いましたけど、私もちょっとお聞きします。

253ページですね、報酬が1,462万5,000円上がっておるんですけども、1人当たりの団員さんの年報酬は幾らですか。

それと、255ページの出動手当ですか。1人当たり、1回幾らですか。この2点だけ。

○寺下防災危機管理課主任 出動手当は、1回または1日につき4,600円となっております。

○三鬼（孝）委員 年報酬は。

○寺下防災危機管理課主任 年報酬にあっては、消防団員で1万2,000円となっておりますので。

○三鬼（孝）委員　全国的に成り手不足で、いろいろと問題があるそうでございますけれども、各自治体によって格差がありますね。それで、国の交付税の対象が、年報酬が3万6,500円、尾鷲市は1万2,000円とかなり低いですね。それと出勤手当が、交付税の対象が7,000円ですね、1回。これが4,600円ですから、ずっと低い。

それで、ちょっと三重県内の一番高いところを見ますと、菰野町が年7万円ですね。それで、一番高いのは、沖縄県のちょっとこれ字が読めんですけど、20万7,000円というのがあります。それで、一番低いのは、山梨県の大月市が4,000円。それで51倍ぐらいの差がある、自治体によって。

それで、課長、消防団、尾鷲市は、どんなですか。不足しておるのか。人口に対比して不足しておるのか、適正なラインなのか、その辺、どんなですか。

○神保防災危機管理課長　条例定数が……。

○南委員長　課長、指名してから、答えてもらわな。

○神保防災危機管理課長　今、条例定数は260名で、かなり差は開いておるんですけども、これに関しては、財政と相談しながら、交付税の措置もございまして、条例定数を下げるといふところも考えながら。

今、実際は少ないので、下げていかなければいけないという状況と、給料を上げていかなければならないという状況を勘案しながら、進めていきたいというふうに思っております。

○三鬼（孝）委員　副市長、予算編成のところ、国の交付税ぐらいはやったらどうですか。いつ起きるか分からん南海トラフの地震で、やっぱり非常備消防団の活躍が一番重要だと思いますのでね、その辺のところはやっぱり交付税ぐらいの、国から来ておるぐらいの金額は、やっぱり団員に手当というか、報酬を出すべきだと思うんですけども。

副市長と市長の考え方をお願いします。

○下村副市長　県内各自治体の状況を確認しながら、やはり消防団員の確保のためにも、均衡を図るためにも、報酬等の改善を検討させていただきたいと思っております。

○加藤市長　委員のほうから具体的な数字を出していただきましたんですけども、非常に前々から、尾鷲市の消防団の手当等については非常に低いという、その中で、さっき副市長が申しあげましたように、やはり命を守る消防団員でございまして、三重県下との均衡も保たなきゃならないと。その辺のところは十分認識し

ながら、ちょっと検討はさせていただきたいと思っております。

○南委員長 関連。

○濱中委員 ちょっと今の防災課長の発言、気になるんですよ。金額に合わせて、条例定数を下げるといふ発言じゃなかったですか。

これは本当に災害、どのような状態、大災害じゃなくても、毎年毎年、消防団が出動する心配をするような状況の気象状態になってきておる中でね、お金に合わせて人数を決めるといふようなふう聞こえてしまいます。

その辺、訂正があるんだしたら、ちょっと説明してください。

○神保防災危機管理課長 いや、そういうことではなく、人口に合わせて、今、かなり昔の260という定数でなっていますので、今の現状に合わせての定数変更という意図でございます。

○内山委員 ちょっと話は変わりました、45ページ。操法大会、コロナ禍で延期されると思うんですけど、3年度の日程及び引き続きどこが頑張ってくれる。

○神保防災危機管理課長 今の予定でございますが、また3分団のほうでお願いはしております。

今後につきましても、コロナ禍でありまして、今、先日やっとな訓練をしてもよいというか、気をつけながらやれといふような通達がございましたので、その辺に気をつけて、配慮していただきながら、操法大会に向けて訓練をしていただく予定でございます。

○内山委員 日程とかは決まっていないでしょうか。

○寺下防災危機管理課主任 三重県大会が、本年度の7月11日となっております。

そして、全国大会が、今のところ千葉で予定されているんですけども、これが10月で、ちょっと今、日付を忘れてしまったんですけども、今のところ予定となっております。

以上です。

○奥田委員 予算書でいうと、90、91ページですね。

尾鷲市地域防災力向上補助金、自主防災会への補助だと思んですけど、この126万円の内訳を教えてください。

○森本防災危機管理課主任 内訳なんですけれども、一応、1回の団体につき、補助金の上限額を7万円としまして、過去数年分の平均を出して、平均というか、平均よりちょっと上の金額を予算計上させていただいております。

○奥田委員 7万円ということは、18団体ということでもいいのかな、これは。126万ですね。

これは、平均ちょい多めと言っておりますけど、以前は、もう30団体とか40団体とかあったやないですか。多めにして18ということは、やっぱりかなり、3分の1の負担やったかな、3割でしたっけ。3分の1やね。やっぱりそれが大きく響いているんじゃないかなという気はするんやけれども。その辺、どうなんですか、これ。

この前も、市長は一般質問の中で、太陽光の光るやつ、あれを自主防災会が購入してもらっているんですというふうなことを言われていましたけれども、でも3分の1は持ってもらわなあかんですからね。

その辺のところ、18団体を上限とするということなんやけれども、その辺は十分なのかということですね。

それと、今、自主防災会、何団体ある、幾つあるのか、ちょっと教えてもらえませんか。

○神保防災危機管理課長 補助金について十分であるかという説明に関しては、十分であるとは言えませんが、去年、おととしと比べまして、今年度は活用は増えております。

団体としては今75団体でございます。

○奥田委員 75団体という。でも、いずれ、そんなに増えていないですよ。やめているところもあるし。

そういう中で3分の1の負担というのはやっぱりねえ。自助ということもあるけれども、増えていきませんよ、これ。まずね、もうちょっとつくってほしいなというところもあるみたいやけれども、3分の1負担せなあかんのやりという話もあってですね、なかなか増えてもいかんし。

そういう意味では、防災意識というのもどうなのかなという気もするんやけれども、どうなんですか、これ。これで十分なのかな。ええんですかね、担当課としては。このまま行くんですか、今のままで。

○神保防災危機管理課長 今現在のところ、このままいく予定でございます。

○奥田委員 もう、それ、ちょっと考えたってほしいけどね、さっきの消防団の報酬の件もそうやけれども。もう南海トラフ来ますよ、これ。もういつ来てもおかしいないという気でおらんとね、来るとっておらんと。ねえ。

だから、そういう意識を高めてもらうためにも、もうちょっとこう、もうちょっと

と予算、まあ財政厳しいのは分かるけどね。もうちょっと予算を割いたってほしいね、この辺のところと思うんですけどね。

市長はいかがなんでしょうかね。これで十分だというような。

○加藤市長　この補助金制度というのが、たしか2年前か何か、補助金の見直しということで、3分の1、3割やったね。

（「3分の1の負担です」と呼ぶ者あり）

○加藤市長　それだけの負担していただいて、これも大きな、皆さん方からいろんなお話を来ていただいているわけなんですけれども、大変難しいですね。

一応頭の中には入れているんですよね。要するに、補助金100%だったのが、67、3分の2か、3分の2というようなことで、3分の1を負担していただくというようなことで、財政状況を見ながら、当時は一応御負担をいただいたという経緯もあるんですけども、特に今回、東日本大震災から10年というようなことで、やはり地域の防災ということをやっぴりもっと考えていかなきゃならないという思いがありますのでね。

先ほど消防団員については、三重県下の状況を勘案しながら検討させていただくという答えをあれしたんですけども、今回は実態がどうなのかということをもっとやっぴり洗い出す必要があると思いますので、まずそれを、もう一回、各消防団の実態、自治会、防災会、地域防災の実態を、どういう状況で使われているのかという中身を1回やっぴり調べなきゃならないと、その後どうしていくのかということがやっぴりさらに踏み込んだ形で考えていきたいと、このように思っております。

○南委員長　先ほどの三鬼孝之さんのほうの、三重県下のも検討するという、できたら三重県下の出勤手当の資料等、報酬の資料を、後でも結構でございますので、参考に委員会のほうへお示ししていただきたいことと、それと地域防災の補助って、県下でも恐らく出していると思うんですけども。もし、分かる範囲であれば、三重県下の29自治体がどういった各防災、自主組織へ助成対象をやっぴり、もし、あればね、それもお示ししていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

他にございませんか。

○野田委員　91ページの、ちょっと確認したいんですけども、エリアワンセグのシステム保守料ですけども、今回、1,122万という数字が上がっています。

前回、前年度と比較する予算の中では、ちょっと増えているのかなと思っていました、これについては、新たな何かがあったんですか。1点。



○神保防災危機管理課長　それにつきましては、設置から8年たっておりまして、今回バッテリー等の交換が若干増えております。

以上です。

○野田委員　バッテリー代というのは幾らですか。

○森本防災危機管理課主任　バッテリーが一応106個交換予定でありまして、大体300万円ぐらいの増額となっております。

○野田委員　それと、93ページの負担金、補助及び交付金のところで、ちょっと僕が聞き漏らしたのか分かりませんが、三重県防災通信ネットワーク再整備事業負担金というのが、394万5,000円と上がっています。

これについては、どのような負担金なのか、主要施策の中にもちょっと上がっていませんので、これはどういうのか、ちょっと御説明、ちょっと伺いたい。

○神保防災危機管理課長　これについては先ほど説明しましたとおり、県の防災行政無線の再構築ですので、各市町に対する負担金の話でございます。

○野田委員　分かりました。

それと、これもちょっと僕、聞き忘れたのかな。

95ページの工事請負費540万1,000円という分については、これちょっとごめん、何の工事やったのかいな。ちょっと主要施策には上がっていないので。

○神保防災危機管理課長　500はないです。

○南委員長　これは、コミュニティーセンター。

○野田委員　分かりました。すみません。

すみませんな。ちょっとほかの部署のところを。

それと、253ページなんですけれども、常備消防費のところ、今回4億7,093万6,000円という予算を組んでいる中の内訳の負担金で、三重紀北消防組合負担金というのが、約200万ぐらい上がっているんです。小さい金額といえど小さい金額なんやけれども。

ちょっと、この負担金が増えてくるというのは、どのような。

○神保防災危機管理課長　これについては消防への負担金ですので、そちらのほうでまた確認していただきたいと。

○野田委員　消防のほうの組合の。分かりました。ちょっと張っていませんもので。

以上です。ごめんなさい。

○濱中委員　91ページなんですけれども、修繕費の避難路の積算として、何か

所なのか、その距離なのか、ちょっとその辺の詳細を、予定しているものを。ごめん、ちょっと聞き漏らしたのかな。

○田口防災危機管理課主事 1か所30万円を限度として、行っております。

以上です。

○南委員長 よろしいですか。

○楠委員 今のところに関連してなんですけど、基本的に主要施策の内容を見ても、急な階段とか密集ということが書かれているんですけど、実際にこの整備をしても、私もちょっと何か所か見てきたんですけど、避難路のところを見ると、密集しているところでは、整備をしても、言葉は悪いですけど、多分避難路にはならない。

であれば、避難路となるべきところをもっと精査して、避難路をつけるべきじゃないかなと思うんですけど、その辺いかがですか。

○神保防災危機管理課長 それにつきましては、各区長と相談の上、そこが一番適切であるという趣旨の下、うちはそこに対して補助をしておる次第なので、区長、区から決めていただいております。

○楠委員 自主防災とか、区長の意見も分かるんですけど、その周辺を見ると、多分もう倒壊するだろうということも含めて、改めて、区長だとか自主防災会と打合せをしておかないと、多分壊れたところに逃げて、上にも下にも行けないということも考えられるわけですよ。

実際、昨日だとかおとついでからずっと津波の関係もやっていますよね。そうすると、ほとんどもう建物が流されて詰まってしまっていて逃げられないとか、あるいは階段までたどり着かないとか、どこかみんなビルに避難したりしているわけですよ。

そういうことを参考にしたときに、ここの避難路が、区長が言ったとか、自主防災会が言ったとしても、建物を見ると、相当老朽化している、あるいは、その避難路に倒壊するおそれがあるというような場所も見受けられるので、もう一度話し合いをして、改めて考え直すとかというのが、本来防災危機管理課の仕事じゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○神保防災危機管理課長 今、委員がおっしゃることはごもっともでございます。

ですが、2年、3年、4年とか、金額、財政の話はちょっと置いておいて、もうそこを整備して、最後、うちからもこちらがという話はしておりますけれども、まず、でも、そこを整備するというのも意思確認をしまして、事業は進めておりますので、今委員がおっしゃったことも検討しながら、また話をさせていただきたい

と思います。

○三鬼（和）委員　先ほどの楠委員の質問と関連するんですけど、先ほど、区であるとか防災の関係の方の話を聞いてと言われてはいますが、たまたま私も周辺部へ行ったら、整備しよるところに職員が見に来てくれたということ、相談したら、言っていましたもので、これはあくまで、区長が言っても、防災のほうでそういったことは、きちっと図ったりとか話とか指導とか、これはきちっとやっていただいと理解したらいいんですか、この事業費を決めるに当たっては。

○神保防災危機管理課長　おっしゃるとおりでございます。

○奥田委員　これ、僕、以前にも申し上げたことがあるんやけれども、避難路ね、30万で今回8か所ということやけれども、賀田なんか、保育園から小学校までの避難路、あれ、6年、7年かけ、まだやっておるのかな、あれ。まだやっておるでしょう。

そんなのやったら、ほかのところもあるけれども、例えば2年かかるところでも、30万ずつ、30万ずつやるよりは、一遍でぼんとやっておったほうが、40万でも、50万でも収まるんじゃないかなと思うんやけど。30万、30万で各地区やっていくものだから、僕は非常に効率が悪いような、平等ということもあるけれどもね、あまりにも効率が悪いと思うんですね。賀田なんか7年もかけてやる。一遍にやる。財政の問題もあるけどね。

もうちょっと、そういうのを少し効率性とかも考えたほうがいいんじゃないかなという気はするんやけれども、そういう考えはないですか。

○神保防災危機管理課長　今のところ、この避難路修繕の考え方に関しては、今までどおりいくつもりでございます。

○濱中委員　特に、この避難路ということに関しては、周辺地域が多く、課題に上がっておるのかと思うんですけども、市街地を見ましても、例えば、私は川原町の夜間訓練に行かせてもらって、危険箇所をそのたび確認しながら、地域の人たちが自主的に動いてくださることは確認しております。

だけど、それ以外のところで、じゃ、この避難路をここに欲しいから、ここの避難訓練をやってみて、どこが問題かというようなところを見つけるような方法がありますよということを地域の方たちに知っていただく必要があるのかなと思うんです。

例えば、矢浜地域、中川の辺りなんて、横にしか移動できない人たちは、じゃ、高いところにどうやって行くんやって、方法すら、よう見つけんとおるような話も

聞くんです。

もちろん自主的な動きを期待せなあかんのですけれども、その知識や情報をお渡しする、行政の役目というのもあると思うので、そういった避難訓練を通じて、ここに避難路が要るよねという検証のためにも、行政と一緒に立ち会うというようなやり方が必要かと思うんですけど、そういった考え方はないですか。

○神保防災危機管理課長　　もちろんそういった考え方で、避難路整備につきましても、今現在やっておるつもりでございます。

○南委員長　　他にございませんか。

○三鬼（和）委員　　防潮扉について、職員の皆さんが草刈りとか、あんなのしてくれて、今までは、僕らも海の最前線に住んでおるもので、草刈りなんか自治会がやったりとかってしていたんですけど、高齢化になったりとか、人がだんだんおらんようになってきたりという、かなり空き家が増えてきておる状態で、ちょっと前かな、職員の皆さんがいろいろ。草といっても木みたいになっているようなやつで、動くのかなと心配しておったところがあった。

最近ずっと見ておる限りは、あの防潮扉を動かしたりとかというのをあまり見えない。どんなのかいな。きちっと動くかどうかというのは、定時的にどれぐらいのあれでチェックをやられるのか、その辺ちょっと御説明を。

○寺下防災危機管理課主任　　防潮扉に関しましては、非常時の使い方と、普段点検の使い方が若干違う部分がありまして、どうしても1回使ってしまうと充填しなければいけないということがありますので、手動で動かして、動くな、それで、道路上に僕らが目視確認して、もしくはそのときに清掃であったりとかを大体2か月に1回ぐらいの割合で、うちの防災職員、もしくは消防で消防団員と協力してやらせていただいております。

以上です。

○三鬼（和）委員　　よく分かりました。

ちょっと心配しておった、木みたいなのがかなり生えて、長いこと生えておったことが、浜の防潮扉のところにあつたので、2か月ぐらいとか、あとは車が移動するところに、雨とかあれで、泥とかがたまっていないというのは、扉が行くルートがどうかというのもありますので、2か月に一遍点検するのやったら、引き続きその辺はチェックしてやって、海岸部に住む方の安心が担保できるかどうかは別にしても、最小限のそういった対策ができるということは、きちっと住民に安心を与えるように、努めていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、防災危機管理課の審査を終わります。

ここで10分間休憩します。

(休憩 午前11時26分)

(再開 午前11時37分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、税務課所管の議案の説明をいただくんですけども、税務課長、補正は短いでしょう。

○仲税務課長 短いです。

○南委員長 じゃ、まず補正からお願いします。

○仲税務課長 それでは、議案第16号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第11号)の議決についてのうち、税務課所管部分について、予算書等に基づいて御説明いたします。

補正予算書の3ページ、最上段を御覧ください。

1款市税、補正前の額18億9,496万7,000円に対して、5,600万円の増額補正を行い、予算現額を19億5,096万7,000円とするものであります。

今回の市税の補正につきましては、令和2年12月末の各税の調定及び収入状況等を基に年度末の収入見込みを精査し、所要の補正を行うものであります。

詳細につきましては、委員会資料を用いて説明させていただきます。

委員会資料1ページを御覧ください。通知します。

この表は、今回の市税の補正内容について取りまとめた表であります。左から、補正を行った予算科目、予算現額、今回の補正額、最終収入見込額、補正の主な理由等を記載しております。補正は全て増額でありまして、御覧のとおり、法人市民税の現年課税分、固定資産税の現年課税分、都市計画税の現年課税分をそれぞれ増額補正したいと考えております。結果といたしまして、市税合計で5,600万円の補正増となります。税目ごとの補正理由につきましては、右の欄に記載のとおりでございます。

次に、委員会資料の2ページのほうを御覧ください。

今回の補正のため、市税の年度末の収入見込みを精査するに当たって参考にした

令和2年12月末の市税収納実績表であります。

内容につきましては記載のとおりでありまして、各税目の12月末現在の調定額、収入済額などを表した表であります。12月末時点では、市税全体で0.2ポイントの減少となっております。この表につきましては、後ほど御参照をお願いいたします。

一般会計補正予算についての説明は以上あります。

○南委員長 以上ですか。

質疑のある方。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、次の付託議案の説明をお願いします。

議案第11号ですね。

○仲税務課長 それでは、引き続いて、議案第11号、令和3年度尾鷲市一般会計当初予算の議決についてのうち、税務課所管部分につきまして、予算書等に基づき御説明いたします。

当初予算書の3ページを御覧ください。

一般会計、歳入、1款市税、合計額18億527万6,000円であります。詳細につきましては、例年どおり委員会資料を使って説明させていただきます。

税務課委員会資料3ページをお示しします。

この表は、税目ごとに令和3年度と令和2年度の当初予算ベースで比較した表であります。最下段の総計欄を御覧ください。

令和3年度の市税合計予算額は18億527万6,000円で、令和2年度当初予算額と比較して8,969万1,000円、率にすると約4.7%の減額見込みとなりました。この令和3年度当初予算につきましては、令和2年度分の直近の課税状況を基に税目ごとに税制改正、あるいは人口減、経済状況による経年変化、税目によっては、コロナ禍による収入減等の要因を加味した上で積算しております。

内容といたしましては、記載の表のとおり、現年課税分においては、軽自動車税を除いて全ての税目で減少をしております。

それでは、各税目の積算方法について概要を御説明させていただきます。

まず、1項の市民税、1目個人、1節現年課税分を御覧ください。

前年度当初予算と比較して4,027万6,000円、率にすると約5.8%の減額を見込みました。

主な要因といたしましては、人口減少に伴う課税人口の減少、コロナ禍の影響を含めた経済状況の悪化に伴う調定額の減少及び収納率の変化などの経年変化を加味して算定いたしました。

次に、下段の2節滞納繰越分につきましては、昨年度比6万円、率にすると0.76%増加しておりますけれども、これはコロナウイルス感染防止に伴う特例措置として実施した令和2年度課税分に対する徴収猶予による増加というものが主な要因です。

2目法人、現年度課税分ですけれども、昨年度比1,651万9,000円、約15.5%の減額見込みであります。これは法改正による令和2年10月以降の事業分に係る法人税割の税率引下げに加えて、コロナ禍による外出自粛による影響を受けた事業者の収益の大幅減少が主な要因であります。

次に、2節法人の滞納繰越分につきましては1,267万9,000円の増額を計上しておりますが、法人市民税と同じく、令和2年度課税分に対する徴収猶予額の増、これが大きくて主な要因となっております。

その次、2項1目固定資産税、1節現年課税分を御覧ください。

前年度当初予算に比較して3,443万1,000円、約4.6%の減額見込みであります。

減額の理由といたしましては、令和3年度が3年に1度の評価替えのため、土地評価額の減少に加えて、大型事業所撤退に伴う償却資産の減少、さらには、コロナウイルス感染防止に伴う特例措置としての中小企業者に対する令和3年度の事業用家屋及び償却資産分の固定資産税の減免分、これを見込んだことが主な要因であります。

なお、この減免分につきましては、都市計画税分も含めて約1,000万円程度を見込んでおりますが、全額国からの特例交付金にて補填される見込みでございます。

下段の2目固定資産税滞納繰越分につきましては、前年度比6万2,000円の増額を見込んでおります。

その下の2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、本市内に所在する国や地方公共団体などの施設に係る固定資産税相当額を交付金として受領するものでありますが、御覧のとおり地価下落等を反映して43万4,000円の減額となりました。

3項軽自動車税につきましては、1目環境性能割、2目種別割とともに昨年度を

上回り、軽自動車税全体で昨年度比101万1,000円、1.72%の増額となっております。これは普通車からの移行による台数増とか、軽自動車の買換え控え、そういった傾向の増加によって、税率の高い長期所有者の増加を見込んだことが主な要因であります。

次に、4項1目市たばこ税を御覧ください。417万5,000円の減少見込みであります。これは税率の改正によって1本当たりの増額が見込まれるものの、禁煙傾向や人口減等による販売本数そのものが減少すると見込みまして、それも大体10%、9割ぐらいになると見込みまして、その減少額のほうが増額分を上回ると見込んだ結果によるものであります。

次に、5項1目都市計画税、1節現年課税分は769万1,000円、約6.4%の減少見込みです。主な理由につきましては、固定資産税と同様に評価額の減少、コロナの減免によるものであります。

1款市税の説明は以上であります。

次に予算書のほうにお戻りいただきまして、24、25ページの下段の表を御覧ください。

13款使用料及び手数料、2項手数料、1目1節総務手数料、そのうち税務課分は、説明欄の上から5番目の税務証明手数料47万2,000円で、これは税務関連の各種証明書発行手数料であります。

次に、予算書36、37ページ中段の表を御覧ください。

15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、2節徴税費委託金2,408万1,000円は、個人県民税徴収取扱交付金で、県民税の徴収事務経費に係る県からの交付金でございます。

次に、予算書40、41ページの下から2段目の表を御覧ください。

20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目1節延滞金340万円は、市税の延滞金であります。調定額の減少に応じて若干縮小しております。

次に、予算書42、43ページの下段の表の1行目を御覧ください。

5項1目雑入、1節滞納処分費20万1,000円は、滞納処分を行うとき必要とされる各種手数料などの費用に対する納税義務者からの費用弁償による収入を想定しております。ちなみに過去の実績はございません。

2節総務費雑入のうち、税務課に係るものは、備考欄上から9段目のコピー使用料1,000円と、その下の納付書等共同印刷負担金159万8,000円であります。コピー使用料1,000円は、窓口による地番図等のコピーサービスに対する



使用料、納付書等共同印刷負担金は、納付書の印刷費用のうち、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計からの応分の負担金でございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

予算書100、101ページを御覧ください。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費のうち、人件費を除く、税務課に係る歳出につきましては、101ページ説明欄の最下段、賦課事務費としての2,842万5,000円であります。これは市税の賦課業務関連の事務経費であります。本年は、後ほど御説明する委託料減少の関係で、前年度当初予算と比べ約1,400万円減少しております。

予算書の次ページ、102、103ページ、右側の説明欄を御覧ください。

内訳の主なものについて説明いたします。

まず、需用費246万5,000円は、業務関連の印刷製本費並びに消耗品であります。

次の役務費226万8,000円は、納税通知書等の郵送費用及び税務署等を通じて支払う年末調整関係書類同封作業手数料であります。

次の委託料1,255万4,000円は、賦課業務関連でほとんどが例年必要な業務委託料でございますが、本年度は、昨年度実施した山林地域地番参考図整備業務委託料1,487万2,000円が減少したこと、それと、軽自動車税の保有関係手続強化に係る総合住民情報システム改修業務委託料82万5,000円が増加したこと等によって、合計として、昨年度比1,400万8,000円の減少となっております。

次に、使用料及び賃借料233万5,000円の主なものといたしましては、地方税電子申告審査システム等ASPサービス利用料が214万、いわゆるeLTAX、電子申告等に係る地方税共同機構へ支払う利用料でございます。

次に、負担金、補助及び交付金79万6,000円につきましては、次ページにわたり記載のとおり、業務関係で必要な関連団体への分担金、会費、負担金でございます。

次に、償還金、利子及び割引料800万円につきましては、市税の過年度還付金及び還付加算金で、昨年度と同額を計上いたしました。

賦課事務費については以上であります。

続きまして、2目賦課徴収費でございます。105ページ説明欄の中段を御覧ください。

徴収事務経費 577万3,000円、昨年度比6,000円増は、市税の徴収業務に係る事務経費であります。

1節報酬2万円は、固定資産評価審査委員3人分の報酬であります。

8節旅費4万1,000円は、県外徴収に係る普通旅費であります。

10節需用費98万4,000円につきましては、納付書、封筒等に係る印刷製本費が主なものであります。

次に、11節役務費200万4,000円につきましては、督促状、催告状などの郵送経費が主なもので、ほかは御覧のとおり、不動産鑑定手数料以下、徴収業務に係る各種手数料を計上しております。

18節負担金、補助及び交付金272万4,000円の主なものといたしましては、説明欄下から2段目の三重地方税管理回収機構への負担金269万2,000円であります。

賦課徴収事務経費の説明については以上であります。

最後に主要施策の予算概要の19ページを通知させていただきます。

税務行政の推進といたしまして、事業の目的である適正な賦課と公平な税負担による自主財源の確保に努めること、そして、事業の内容欄においては、主な事業予算について列記させていただいております。

これらの内容については、先ほどからの説明と重複いたしますので、説明は割愛させていただきますので、後ほど御参照をお願いいたします。

令和3年度一般会計当初予算の説明を以上で終わらせてもらいます。

○南委員長 税務課の説明は以上でございますけれども、正午を挟みますけれども、税務課の審査は終了いたしたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

続けて行きます。

何かある方。

○小川委員 資料の3ページのところで、固定資産税のことでちょっとお聞きしたいんですけども、今、住宅を建てる時住宅特例というのがついておりますよね、6分の1かな。それを買った場合にしっかりと6倍になるのか。ちゃんとこの中に入っておるのかどうか、それをやっておるのかどうか。

○古戸税務課長補佐兼係長 住宅用地には小規模特例というものがございまして、専用住宅とか併用住宅が建っている場合に土地を6分の1にする特例がございまして、税額を。それに対して、その家がなくなった場合には、特例は外して6倍にすることになっていますが、その後の土地の処理のこともありますので、一概に6倍に上が

るわけではございませんが、6倍に近い数字で上がることには間違いありません。

○小川委員　　そこで、ちょっと市長にお願いしたいんですけど、大きな金額じゃないと思うので、ここでは関係ないですけど、空き家対策を進めるに当たって、何年かは減免してあげるとか、そういうのは考えられないですか。

○加藤市長　　今回、市民サービスのほうからいろんな調査のあれをやらせていただいて、実態を調査していかなきゃならないなと思うんですよね。まだその辺のところは、まずお聞きしたことについて、こちらのほうで精査して、どうするべきかということは検討させていただきたいと。今の状況の中で、先ほどの防災の件もあったり、そんなことも検討していかなきゃならない。検討すべき問題が身近で結構あるような感じがしますので、まずはその辺のところは整理したいと思っております。

○南委員長　　他にございませんか。

○仲委員　　14ページ、15かね。

固定資産税の部分ですけど、今回、固定資産税が3,436万9,000円減額された。今の説明では、評価替え及び滅失等により減少したということ、地価下落等の反映による土地課税分の減少という御説明いただいたんやけど、評価替えによって、全体でどれだけ減少したかということと、もう一方では、地価下落等の反映による土地課税分の減少というのは、もうちょっと詳しい説明を。土地下落した、これも評価替えという意味なのかどうか、そこらを説明ください。

○古戸税務課長補佐兼係長　　土地の評価替えというものは、土地の実売価格等を調査しまして、それを固定資産の評価額に反映させることですので、ほぼ同じ意味ですので。今年の評価替えですと、2年1月1日現在を基に評価替えになりますので、1年前とかの数字を基に評価替えがかかることになります。その後、尾鷲市の場合は、時点修正という1年に1回、7月の時点で地価公示、地価調査の結果が出たという数字を基にも地価を落としますもので、令和3年度ですと、地価が2回落ちた格好の評価になっております。

○仲委員　　大体分かったんですけど、前年比3,436万9,000円の減額というのは、ほぼ評価替えによる減少と。一つは家屋課税分の、言うたら滅失等もあるんやけど、先ほどの土地の6分の1課税のあれもなくなるんやけど、ほぼ評価替えによる影響ということによろしいですか。

○仲税務課長　　評価替えによるものが大きいんですけども、来年度は、さらに先ほど申しあげましたコロナ特例措置による減収見込額、それに関しては1,08

8万程度見ております。

○南委員長 間もなく正午のため、委員会を中断します。

(休憩 午前 11時59分)

(再開 午後 0時00分)

○南委員長 続行します。

○仲税務課長 先ほどの説明で補足をさせていただきたいと思います。

大型事業所の償却資産の減少がその中でも大きなウエートを占めておりまして、約2,700万程度はございます。

○奥田委員 僕はそれを聞こうと思ったんですけど、今。ちょっと確認ですけど、評価替えの話で、3年に1回の見直しとはまた別の話なんですか、この評価替えというのは。

○古戸税務課長補佐兼係長 3年に1回の見直しというのは、3年に1回の評価替えのことになります。

○奥田委員 それとは別でということですね。実勢価格が下がっているからということですね。分かりました。

それで、大型事業所の償却資産の分というのは、今、2,700万と言われましたっけ、課長。結構大きいですね、大型事業所の償却資産は。ちなみにあそこの大型事業所の固定資産税ってどのぐらいあるんですか。それは言えないかな。言えないですか。どのぐらいあるんやろう。

○仲税務課長 個人情報に当たりますので、この場では控えさせていただきます。

○三鬼(和)委員 先ほどの仲委員の質問とも関連して、先ほど大型事業所等々があったんですけど、令和3年度一般会計当初予算補足資料というのを見ると、コロナ禍、コロナ禍ということになっておって、トータル的にコロナ禍と表記されておるものだけで1億円近くあるんですけど、減収が。財政課の本年度の歳入の折においては、市税関係では約2,000万ぐらいのコロナによる減収であろうという表現をされておったんですけど、この認識には違いはないですか。税務課がはじいた、コロナでは減免の分もあるかと思うんですけど、コロナによって、前年度と比べて、今年度、確実にこれぐらいは減収になるという金額について、改めてお伺いしたいと思うんですけど。

○仲税務課長 財政課の説明のとおり、調定額のコロナによる影響による減少は、約2,000万円程度を見ております。見込みといたしましては、コロナ禍の終息

が見通せない状況の中で、確定申告とか住民税申告、今やっておりますけれども、その前に見込みを立てるといったことで、あくまでも予測の域を越えることはできないんですけれども、この中で、調定額の減少分につきましては、例えば近隣市町の情報も得ながら、この程度であろうと予測して、その額を計上した上で計算いたしました。

なお、この調定額減少見込み2,000万につきましては、通常どおりで計算した調定額の約3%減ということになりまして、市民全体所得の減少に換算いたしますと、約3億3,000万円ぐらいになると。単純にそれを課税対象者6,500人で割りますと、1人当たり約5万円強ぐらい所得が減少するものと見込んだ形であります。

○南委員長　よろしいですか。

他にございませんか。

○楠委員　105ページのところで、徴収事務経費に関連してなんですけど、振込関係の現状の手数料とか、場合によっては、システム改修、今後やるとすれば、特に固定資産税なんかは金額がでかいわけなんですけど、その辺の数字が分かれば、手数料と事務経費、システム改修、どのぐらいかかるのか、お答えいただけますか。

○仲税務課長　システム改修というのは、例えばさきに話題となりましたキャッシュレス決済とかという意味でしょうか。

○楠委員　そうです。

○仲税務課長　手数料のほうは後ほど担当から申し上げたいと思うんですが、システム改修のほうも、現在一応は試算しておりますが、かなりの、1,000万弱に近い数百万という額がかかるのではなかろうかと考えておりますし、また、今から述べますシーンのそれぞれの手数料、それらを考えた上で、今現在、税務課としては、来年度からの導入というのは難しいのかなというふうには思っております。

○民部税務課主幹兼係長　手数料なんですけど、1件の納付につき、期間によって違うんですけど、大体のやつが56円程度かかると見込んでおります。

以上です。

○南委員長　よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　ないようですので、税務課の審査を終了いたします。ありがとうございました。

午後は1時20分から再開いたします。

(休憩 午後 0時06分)

(再開 午後 1時17分)

○南委員長 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

次に、市民サービス課、本日は市民サービス課で終わりたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、市民サービス課所管の議案第5号、尾鷲市犯罪被害者等支援条例の制定についての説明をお願いいたします。

○宇利市民サービス課長 市民サービス課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第5号、尾鷲市犯罪被害者等支援条例の制定についてにつきまして御説明申し上げます。

議案書の2ページ及び3ページを御覧ください。

本条例案につきましては、国の犯罪被害者等基本法に基づき、本市においても、市や市民、事業者の皆様の責務を定め、支援を総合的に推進し、被害の早期回復や軽減に向けた取組を推進するものでございます。

本条例案の内容については、先月4日の行政常任委員会にて御説明申し上げた内容と同一でございますが、その際の審議において、体系図を示すよう御指摘がございましたので、その内容について御説明申し上げます。

行政常任委員会資料の1ページを御覧ください。

本市が行う犯罪被害者等支援施策については、上段括弧内に示しているように、犯罪被害に遭った方やその家族、その御遺族の個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進する、犯罪被害者等が置かれている生活環境、事情に応じて適切に推進する、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じて、必要な支援が途切れることなく提供されるよう推進すると、3点を主眼として実施したいと考えております。

また、ページ下段には想定される犯罪被害者等を取り巻く環境について、図にまとめております。

続きまして、次ページを御覧ください。

犯罪被害者の支援は、そのニーズが多岐にわたることから、様々な関係機関が横断的に支援に関わることが必要であるため、主な支援機関と役割についてまとめております。今後作成を目指す犯罪被害者等支援ハンドブックには、この体系図に加

えて、市の関係各課で実施できる支援内容を掲載したいと考えております。

議案第5号についての説明は以上でございます。

○南委員長 説明は以上です。

御質疑のある方。

○小川委員 2枚目の図なんですけど、犯罪被害者総合支援センター、よりこのことですか、これは。

○宇利市民サービス課長 これは、よりこではございません。

○小川委員 支援センターみたいな相談のところで、よりこという県がつくっておるのがあると思うんですけど、それはこれに関連していないわけですか。

○宇利市民サービス課長 関連はしております。

詳細に記載するに当たって、その部分も、どこに連絡をしたらいいかというのも全体的な組織図として示させていただき予定としております。

○小川委員 尾鷲市のところに書いてありますけど、相談とか対応とか、ここはあれなんです。付き添ってあげるとか寄り添ってあげるとか、一緒に弁護士を紹介して、弁護士のところへ行ってあげるとか、そこまではやらないということですか。あとは、よりことか、支援センターに相談だけ受けたら、そっちに任せるといことなんです。

○宇利市民サービス課長 犯罪被害者の方の事情、いろんなケースがあると思うんですけども、事情に応じた形の中で、どういう支援になるかというのは、ケース・バイ・ケースということで、まずは、専門的なところに紹介をかけていくというのは当然させていただくんですけども、その中において、寄り添いが必要な場合においては適宜対応していくことになるんじゃないかなとは思っています。

○小川委員 もう一点だけ。尾鷲市として、犯罪に遭っていても声を上げられない方もみえると思うんですけど、そういううわさを聞いた場合に、アウトリーチとか、こっちから話をかけていくとか、そういうのはこれには入っていないわけですか。

○宇利市民サービス課長 声を上げられない方に対して、アプローチの仕方というのは、私どもとしても相当に難しいものがございますので、今後どのようなアプローチができるかも含めて検討させていただきたいなというふうに考えております。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、第5号の審査は終わります。

続きまして、議案第16号、令和2年度の一般会計補正予算(第11号)の説明をお願いいたします。

○宇利市民サービス課長　　それでは、令和2年度一般会計補正予算書(第11号)及び予算説明書の14ページ、15ページを御覧ください。

歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、補正額1,374万2,000円を減額し、22億7,233万2,000円とするものでございます。

市民サービス課に係るものとしたしましては、1節総務費補助金の特別定額給付金事業費補助金1,150万円の減額と、特別定額給付金給付事務費補助金477万2,000円の減額は、いずれも額確定に伴う減額でございます。個人番号カード交付事業費補助金216万8,000円の増額は、今年度の割当て上限額確定に伴う増額でございます。

20ページ、21ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入は、補正額419万9,000円を減額し、8,775万4,000円とするものでございます。

市民サービス課に係るものとしたしましては、4節衛生費雑入309万3,000円の減額のうち、折橋墓地移転事業に伴う新墓地造成調査測量設計積算業務委託料の事業費確定による補償費245万6,000円の減額と、巡回狂犬病予防接種の実施確定による23万1,000円の減額でございます。

続きまして、歳出でございます。

26ページ、27ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、9目生活相談費は、補正額20万円を減額し、101万5,000円とするものでございます。今年度、コロナ禍のため対象事業が実施できなかったことにより、補助金申請を行わないとの申出による尾鷲市自治会連合会補助金20万円の減額でございます。

続きまして、次ページの14目諸費は、補正額1,826万8,000円を減額し、17億6,438万8,000円とするものでございます。特別定額給付金給付事業1,626万8,000円の減額は、事業費確定に伴う減額でございます。新生児特別定額給付金給付事業200万円の減額は、給付見込件数の変更に伴う減額ござ



います。

委員会資料の3ページを御覧ください。

事業実施期間の令和2年4月28日から12月31日までに出生されたお子さんは、合計で37名でございます。全員の方が給付金の申請をされましたので、給付金の執行額は370万円となりました。

予算書にお戻りいただき、30ページ、31ページを御覧ください。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳経費は、補正額216万8,000円を増額し、7,333万9,000円とするものでございます。個人番号カード交付事業216万8,000円の増額は、全国での個人番号カードの交付見込みの増加に伴う通知カード・個人番号カード関連事務負担金の増加でございます。

次ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、8目後期高齢者医療費は、補正額439万3,000円を減額し、4億2,818万7,000円とするものでございます。

市民サービス課に係るものとしたしましては、後期高齢者医療事業負担金27万3,000円の減額で、三重県後期高齢者医療広域連合に対する負担金の変更に伴うものでございます。

続きまして、40ページ、41ページを御覧ください。

4款衛生費、3項環境衛生費、3目環境衛生費は、23万円を減額し95万8,000円とするもので、額確定に伴う畜犬登録等業務委託料23万円の減額でございます。

4目斎場管理費は、20万9,000円を減額し2,145万円とするもので、事業費確定に伴う工事請負費20万9,000円の減額でございます。

5目墓地管理費は、245万6,000円を減額し802万4,000円とするものでございます。今年度執行分の事業費確定に伴う墓地造成調査・設計・積算業務委託料245万6,000円の減額でございます。

当該事業の契約内容につきましては、行政常任委員会資料により、係長より御説明申し上げます。

○山本市民サービス課係長 行政常任委員会資料の4ページを御覧ください。

折橋墓地移転事業、新墓地造成に係る委託業務概要についてまとめております。

業務場所は、尾鷲市大字南浦の小原野小谷地区、契約日は、昨年8月14日、契約の終期を令和4年3月31日としております。契約の相手方は、公益財団法人三重県建設技術センター。契約方法は、随意契約であります。

次ページを御覧ください。

当初契約額については、2か年合計で3,171万3,000円、うち令和2年度分は697万8,400円となっております。

先月18日に第1回の変更契約を行い、2か年合計で3,211万1,200円、うち令和2年度分は664万4,000円となっており、令和2年度分の契約額は33万4,000円の減額となっております。減額の主な要因といたしましては、紀勢国道事務所様から御提供いただきました測量結果が利用可能であったため、一部ポイントの測量が不要となったことから、令和2年度分が減額となっております。

本業務委託については、2か年にわたる事業であり、現在のところ順調に進んでおり、来年度も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

次ページを御覧ください。

本業務委託のスケジュールについては、項目としては、大きく、用地調査、測量、設計・解析・調査、工事積算、この四つに分類されており、御覧のスケジュールを進めていく予定でございます。

次ページを御覧ください。

昨年2月の行政常任委員会でもお示しさせていただいておりますが、本業務委託にて調査を行っている箇所的位置図を再掲させていただいております。左下の赤色で囲われた部分になりますが、黒潮学園、尾鷲分校グラウンドから川を挟んだ向こう岸で、現在建設中の尾鷲熊野道路との間にある丘陵地が調査箇所となります。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

○宇利市民サービス課長 議案第16号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第17号、令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の議決につきまして御説明申し上げます。

予算書の69ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,362万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億732万6,000円とするものでございます。

続きまして、第2項、第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。

76ページ、77ページを御覧ください。

歳入でございます。

第1款国民健康保険税につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 税務課です。よろしくお願いいたします。

補正予算書、76、77ページの最下段の計の欄を御覧ください。

1款1項国民健康保険税は、補正前の額3億6,580万3,000円に対し、833万1,000円の補正増を行い、予算現額を3億7,413万4,000円とするもので、令和2年12月末の国民健康保険税の調定、収入状況を基に、年度末の最終収入見込額などを精査した結果、所要の補正を行うものであります。

税務課、委員会資料の4ページを御覧いただきたいと思います。

国民健康保険税の各節ごと、予算現額、補正額、最終収入見込額をまとめた表でございませう。

1款1項国民健康保険税、1目一般国民健康保険税の小計欄を御覧ください。最終収入見込額の精査により、現年度課税分については増額を、滞納繰越分については減額を見込み、相殺の結果、補正額を842万8,000円の増額としております。

次に、2目退職者国民健康保険税の小計欄を御覧ください。9万7,000円の補正減であります。退職者国民健康保険税につきましては、平成26年度までで制度が廃止され、今年度以降、新規加入世帯はございませんけれども、追徴課税となる案件がない見込みであることから、現年課税分に関しましては、最終収入見込額をゼロ円とし、滞納繰越分の最終見込みが当初予算を下回ったことによる補正減との合計9万7,000円を補正減するものであります。

最下段、計の欄を御覧ください。

一般国民健康保険税を増額し、退職者国民健康保険税を減額するため、相殺の結果、保険税全体では833万1,000円の補正増となりました。

税務課、委員会資料の6ページのほうを御覧ください。

今回、最終見込みの基礎としました令和2年12月末現在の国民健康保険税の収納実績表でございませう。これに関しましては、後ほど御参照いただきたいと思っております。

続きまして、次に、補正予算書の78、79ページ最上段を御覧ください。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、2目1節国民健康保険災害等臨時特例補助金は、予算現額64万5,000円に対し、83万5,000円を追加し、補正後の予算額を148万円とするものであります。

税務課、委員会資料の今度は5ページの上段を御覧いただきたいと思っております。

この補助金は、新型コロナウイルス感染症によって、主たる生計維持者が死亡、

もしくは重篤な傷病を負った世帯、あるいは感染症の影響によって、事業収入の減少のあった世帯に対する国保税減免による減収分に対する国からの補填でありまして、減免額の10分の6をこの補助金で、残りの10分の4を特例交付金で措置されるものであります。御覧のように、減免決定及び見込額246万8,100円に対する補助額148万円から、既予算計上額64万5,000円を差し引いた83万5,000円を今回予算計上するものであります。

税務課所管部分の説明は以上で、市民サービス課と交代いたします。

○宇利市民サービス課長 補正予算書にお戻りいただき、78ページ、79ページを御覧ください。

3款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金は、補正額6,955万8,000円を減額し、16億7,097万4,000円とするものでございます。普通交付金7,038万9,000円の減額は、保険給付額が想定を下回ったことにより減額するものでございます。特別交付金83万1,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免申請件数の増加に伴い補正するものでございます。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目基金運用収入は、補正額7,000円を追加し、8,000円とするもので、国保財政調整基金の運用収入でございます。

続きまして、5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、補正額65万9,000円を減額し、2億1,519万3,000円とするものでございます。一般会計からの繰入れ対象経費の変更に伴うものでございます。

7款諸収入、2項雑入、1目一般分第三者納付金は、補正額258万2,000円を減額し、91万8,000円とするものでございます。第三者行為件数が当初見込みより少ないため、今年度見込数値を修正したことによる減額でございます。

続きまして、歳出でございます。

次ページを御覧ください。

1款総務費、3項運営協議会費、1目運営協議会費は、補正額9万9,000円を減額し、21万9,000円とするものでございます。運営協議会の開催回数見込みの減少による報酬の減額でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般分療養給付費等は、補正額7,297万1,000円を減額し、13億7,114万7,000円とするものでございます。一般被保険者療養給付費支出見込みの変更による減額でございます。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は、補正額84万円を減額し、252万

円とするものでございます。出産育児一時金支出額見込みの変更による減額でございます。

5款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費は、補正額59万4,000円を減額し、609万5,000円とするものでございます。脳ドック検診受診者見込みの変更による検診委託料36万9,000円の減額と、今年度、コロナ禍のため、グラウンドゴルフ大会が中止になったことに伴う老人クラブ連合会に対する補助金22万5,000円の減額でございます。

次ページを御覧ください。

2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費は、補正額16万3,000円を増額し、2,183万円とするものでございます。健診委託料16万3,000円を増額は、主に特定健診受診者数が見込みを上回ったことによるものでございます。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金は、補正額1,044万円を追加し、4,393万6,000円とするものでございます。今補正での歳入歳出差引分4,392万8,000円及び基金運用分8,000円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

委員会資料の8ページを御覧ください。

今回の補正での国保財政調整基金の積立額が1,044万円となり、国保財政調整基金の令和2年度末残高は1億3,612万円となる見込みでございます。

補正予算書にお戻りいただき、82ページ、83ページを御覧ください。

第8款諸支出金につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 補正予算書の82、83ページ、最下段の表を御覧ください。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般分保険税還付金、予算現額191万円に対し、27万5,000円を追加し、補正後の予算額を218万5,000円とするものです。

税務課、委員会資料の5ページの下半分の部分を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症によって、主たる生計維持者が死亡、もしくは重篤な傷病を負った世帯、あるいは感染症の影響により、事業収入の減少になった世帯に対する国保税の減免は、その対象を令和2年2月1日以降に納期限が到来する者を対象としているため、令和元年度分につきましては、既に支払われている部分を還付金として返還するもので、令和元年度課税分の減免決定額及び見込額38万4,500円から既予算計上額11万円除いた所要額27万5,000円を今回補正計

上するものであります。

なお、これら還付金に対しましては、国の特別調整交付金10分の10により財政支援される予定となっております。

説明は以上であります。

○宇利市民サービス課長 議案第17号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第18号、令和2年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決についてにつきまして、補正予算書に基づき御説明申し上げます。

補正予算書の85ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ777万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,401万6,000円とするものでございます。

続きまして、第2項第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。

補正予算書92ページ、93ページを御覧ください。

歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 補正予算書92、93ページの上段です。1款1項後期高齢者医療保険料の計の欄を御覧ください。

補正前の2億1,639万5,000円に対して、365万円を減額補正し、予算現額を2億1,274万5,000円とするものであります。令和2年12月末の後期高齢者医療保険料の調定及び収入状況を基に年度末の最終収入見込みを精査し、所要の補正を行おうとするものであります。

税務課、委員会資料の8ページを御覧ください。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収、1節現年課税分は100万円の補正減。

2目普通徴収、1節現年課税分は265万円の補正減を行おうとするものであります。

補正の主な理由といたしましては、理由欄に記載のとおり、12月末の調定及びこれまでの収入状況を基に最終収入見込みを精査した結果、後期高齢者医療保険料全体で365万円の保険料の減少を見込んだためでございます。

次に、税務課、委員会資料の9ページを御覧ください。

今回、最終収入見込みの基礎とした令和2年12月末現在の後期高齢者医療保険

料の収納実績表でございます。これにつきましては後ほど御参照いただきたいと思います。

市民サービス課と説明を交代いたします。

○宇利市民サービス課長 補正予算書にお戻りいただき、92ページ、93ページを御覧ください。

2款繰入金、1項繰入金、1目繰入金は、補正額412万円を減額し、4億2,547万2,000円とするものでございます。三重県後期高齢者医療広域連合に対する負担金額の変更等に伴う一般会計からの繰入額の減額でございます。

続きまして、歳出でございます。次ページを御覧ください。

2款広域連合負担金、1項広域連合負担金、1目広域連合負担金は、補正額777万円を減額し、6億2,818万9,000円とするものでございます。負担金、補助及び交付金777万円の減額は、三重県後期高齢者医療広域連合に対する市負担金の額の変更によるものでございます。

主なものとしたしましては、保険料等負担金360万5,000円の減額、保険基盤安定負担金317万1,000円の減額でございます。

議案第18号についての説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

今、3議案の説明をいただきましたので、併せて一括して質疑に入りたいと思います。

○濱中委員 墓地管理費の40ページ、41ページのところで、設計のほうの御説明をいただいて、スケジュールは順調に行っておりますということやったんですけども、この時点で、実際、折橋のほうから移転を始めていただけるようなスケジュールというのは、ある程度固まっているんですか。

○宇利市民サービス課長 移転のスケジュールということではよろしいでしょうか。

スケジュールが固まっているというか、今後設計が進み、費用の積算等が終わり、用地購入、それから造成工事という形になり、予定としてはなっております。それが、そういうスケジュール的なものということです。

○濱中委員 すごい中途半端な聞き方やったんですね。

実際に、折橋にいる方が、今度の新しいところへ移転しますよというのは、何年度から始まりますか。

○南委員長 予定でええ。予定でええと思います。

○濱中委員 予定です。あくまでもめどです。

○宇利市民サービス課長 現在の予定では、令和6年度から移転ということになるかと思います。

○濱中委員 そうしますと、新しい墓地の予定地に行く経路、道路、大滝のほうからと御案内をするのか、光ヶ丘のほうから御案内できるのか、それはどういうふうになっていますか。

○宇利市民サービス課長 現在においては、工事用の橋梁は、尾鷲市に移管していただける予定だというふうにして、そちらの経路のほうの話も含めて御説明させていただきます。

○南委員長 他にございませんか。

よろしいですか。

○野田委員 今回、補正の29ページのほうですけれども、新生児特別定額給付金の給付事業が減額200万ということで、出生者数が思うように予算というか、予想どおりにいっていなかったんだなというふうに思っております。また、29ページの話ですけど、今の話は。

それと、もう一つは、出産の一時給付金なんですけれども、何ページやったかいな。

○南委員長 資料の3ページやな。これも29ページにありますよ、減額。

○野田委員 200万と、あと84万ぐらい出生児の給付金も84万ぐらい減額になっているんですけれども、出生児に対する、今年度というか、急に出生者数が少ないように思うんですよね。そこら辺をどのように考えているかと、担当外になるのかどうか分かりませんが、どうですか、その点は。

○宇利市民サービス課長 新生児特別定額給付金の減額の理由といたしましては、まず、過去のケースを当たって、平均の件数を月当たり6.何人という計算が出ましたので、アッパーとして、多分この数字は来ないだろうなという見込みもあったんですけれども、上限として7人と設定をさせていただいております。なので、結構額としては想定を見込んだほど行かなかったんですが、その理由ということになりますと、ちょっと分かりかねるところでございます。

○野田委員 分かりました。

そして、進捗関係をちょっとお聞きしたいんですけど、31ページの個人番号のカード交付事業ということで、補正で216万8,000円上がっています。31ページね。めくって、非常に時間がかかってしまうので、そちらで発信してもらったと思うんですけど。



- 南委員長 マイナンバーカード。
- 野田委員 そうですね。31ページ。
- 南委員長 31ページの個人番号カード交付事業216万8,000円。
- 野田委員 これについては、こういう補正で上げてもらって、要は、行政常任委員会的时候でもそういう予算を上げたことは聞いているんですけども、順調に行っているんかいな。マイナンバーカードの進捗率というか、パーセンテージというんですか、申請者数とか、そういう部分はどうですか。
- 宇利市民サービス課長 マイナンバーカードの取得ということに関していいますと、今年度は、前年度に比べて相当な伸びを示しております。しかしながら、予算というものが、国の交付見込みというものが設定がありまして、それを上限として、各市町に配分されてくるものになっております。そういう形の中で、3月補正、最終補正という形で、国のほうから示されてきた上限の割当額、この後、実績というものが出来て、例年、実績としては低い数字になってしまうんですけども、前年であったり、令和元年であったりもそうなんですけれども、令和2年度も国のほうから今年度の割当てとしてはこれだけですよという数値が示されて、それに伴う補正になっておりますので、決算においては、国の示された数字はあくまで想定値であって、実績値という形の中で決算を迎えるというような事業となっているわけなんです。

説明をさせていただきます。

まず、全体事業が国全体の事業となっております。その中で、今年度の見込値を国のほうが算出します。それで、必要経費として各市町に配分がされてくる数字がこの数字になっております。なので、実績値がこの数字に到達するかどうかということになると、例年、到達はしていないのが現状です。

- 南委員長 よろしいですか。
- 野田委員 83ページの5款保健事業費のところの2項特定健康診査等事業費のところなんですけれども、事業費として16万3,000円が増額になるということは、これはいいことだと思っています。それとの兼ね合いで、国民健康保険の基金のほうも、これ、関係あるのかどうかというところを説明していただきたいんですけども、令和2年度の3月補正で1,044万というのが、積立金で上がってきます。それで、令和3年度においても、2,817万8,000円という積立金の見込みを上げているんですけども、特定受診の増加によるものというのにも影響しているのか、関係しているのかということをお聞きしたいんですが。

○宇利市民サービス課長　私どもとしては、特定健診の結果が予算に反映してくるぐらい増加が見込めると大変喜ばしいことだと思っているんですが、残念ながら、今回の部分についてはそういう要因ではなくて、主に要因としては、前年度に行っております補助金を頂く事業がありまして、そこでの追加等を今年度も行っております。その部分での事業費の想定外の収入というか、思った以上に収入があるという部分で、若干の上乗せがされているという部分で、当初、国民健康保険税の税率改定の折にプラスに浮かすことが難しいという想定をしていたんですが、そういう保険者努力という部分での増加を見ることができましたので、今、財政調整基金に基金を積んでいるというような状況だと考えております。

来年度の話をしてよろしいですか。

先ほどお話しありましたので、来年度の積立てというのが、やはりどうしても給付費という、診療にかかって折に保険のほうから支払われる通常7割と呼ばれる部分なんですけど、それは今年度相当に額が落ちております。補正で落としているので、そこが影響しているのかというふうに思われるんですが、来年度の県に納付する納付金の額が相当に減っているんです。その部分で、その部分が財政の好転化の原因ではないかというふうに私どもとしては考えております。

○南委員長　よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　ないようですので、議案第16号、議案第17号、議案第18号の令和2年度の補正予算関係の審査は終了させていただきます。

次に、議案第11号、令和3年度尾鷲市一般会計予算の議決についての説明をお願いします。

今回は1本ずつ行きたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○宇利市民サービス課長　続きますので、議案第11号、令和3年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

令和3年度一般会計予算書及び予算説明書の20ページ、21ページを御覧ください。

歳入でございます。

11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金は、本年度予算額180万円で、前年度に対しまして20万円の減少

でございます。

次ページを御覧ください。

13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節総務管理使用料110万円のうち、市民サービス課に係るものとしたしましては、コミュニティセンター使用料26万8,000円、行政財産使用料（市民サービス課）3,000円でございます。コミュニティセンター使用料は、借り受けて使用させていただいております三木浦、大曾根コミュニティーセンターを除く11地区コミュニティーセンターの施設使用料で、実績に伴う件数により積算しております。行政財産使用料につきましては、電柱敷等の使用料でございます。

続きまして、3目衛生使用料、2節環境衛生使用料258万円の内訳としたしましては、斎場使用料233万4,000円、墓園永代使用料22万5,000円、行政財産使用料2万1,000円でございます。

次ページを御覧ください。

2項手数料、1目総務手数料、1節総務手数料660万5,000円のうち、市民サービス課に係る主なものとしたしましては、戸籍手数料379万8,000円、住民票手数料131万8,000円、証明関係手数料96万4,000円でございます。

次ページを御覧ください。

2目衛生手数料、3節畜犬関係手数料38万6,000円の内訳は、畜犬登録手数料15万円、予防注射接種手数料23万6,000円でございます。

続きまして、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、本年度予算額8億5,586万1,000円で、前年度予算額に対しまして、4,318万2,000円の増加でございます。

市民サービス課に係るものとしたしましては、1節社会福祉費負担金のうち、国保基盤安定負担金1,971万8,000円でございます。

次ページを御覧ください。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、本年度予算額2,128万9,000円で、前年度予算額に対しまして、451万3,000円の増加でございます。

市民サービス課に係るものとしたしましては、1節総務費補助金のうち、個人番号カード交付事業費補助金1,062万7,000円、個人番号カード交付事務費補助金238万円及び空き家再生等推進事業補助金171万9,000円でございます。

次ページを御覧ください。

3項委託金、1目総務費委託金は、本年度予算額24万1,000円、前年度予算額に対しまして3万2,000円の増加でございます。

内容は、自衛官募集事務交付金1万9,000円、中長期在留者住居地届出等事務委託費交付金22万2,000円でございます。

続きまして、2目民生費委託金は、本年度予算額400万6,000円、前年度予算額に対しまして、35万5,000円の増加でございます。

市民サービス課に係るものといたしましては、1節社会福祉費委託金の基礎年金事務費交付金376万9,000円、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金16万円でございます。

続きまして、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費負担金は、本年度予算額3億7,109万円、前年度予算額に対しまして、207万4,000円の減少でございます。

市民サービス課に係るものといたしましては、1節社会福祉費負担金のうち、国保基盤安定負担金7,102万8,000円で、これは、政令により義務化されている一般会計から国保会計の保険税軽減相当分の繰入金に対する県負担金でございます。

次ページを御覧ください。

次に、後期高齢者基盤安定負担金7,288万4,000円でございます。これは、平成20年度から始まりました後期高齢者医療制度加入者の保険税軽減分に対する県負担金でございます。

36ページ、37ページを御覧ください。

3項委託金、1目総務費委託金は、本年度予算額4,558万2,000円、前年度予算額に対しまして822万9,000円の増加でございます。

市民サービス課に係るものといたしましては、1節総務管理費委託金の人口動態調査費交付金2万1,000円でございます。

42ページ、43ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入は、本年度予算額7,224万5,000円、前年度予算額に対しまして951万3,000円の増加でございます。

市民サービス課に係るものといたしましては、2節総務費雑入のうち、上から10項目め、尾鷲市自治会連合会コピー使用料1万円でございます。

次ページを御覧ください。

4節衛生費雑入のうち、折橋墓地移転事業に伴う補償金3,639万1,000円、巡回狂犬病予防接種料85万5,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。

80ページ、81ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、6目交通安全対策費は、本年度予算額350万3,000円、前年度予算額に対しまして、2,000円の減少でございます。財源内訳の特定財源43万8,000円は、交通安全対策基金繰入金でございます。交通安全啓発事業43万8,000円のうち、主なものといたしましては、尾鷲市交通安全対策協議会負担金22万円でございます。

続きまして、交通安全施設整備事業306万5,000円のうち、主なものといたしましては、需用費の修繕料110万円がカーブミラー及びガードレールの管理に係る修繕料で、次ページを御覧ください。工事請負費194万7,000円がガードレール取替えに係る工事請負費でございます。

続きまして、7目センター費は、本年度予算額4,088万7,000円、前年度予算額に対しまして、55万4,000円の減少でございます。

市民サービス課に係るものといたしましては、一般事務経費35万4,000円でございます。主なものといたしましては、役務費28万2,000円は、通信運搬費として、電話、ファクス代でございます。

次ページを御覧ください。

9目生活相談費は、本年度予算額681万円、前年度予算額に対しまして、559万5,000円の増加でございます。特定財源は国庫支出金173万8,000円及びその他特定財源1万円でございます。市民相談経費85万8,000円のうち、主なものといたしましては、報償費63万円が無料法律相談2名の弁護士料で、負担金、補助及び交付金20万円は、尾鷲市自治会連合会補助金でございます。

続きまして、空家等対策事業でございます。事業費といたしましては595万2,000円で、空家等対策審議会の運営と同時に空家等の実態調査を行ってまいります。

事業の内容につきましては、主要施策の予算概要により係長より御説明申し上げます。

○山本市民サービス課係長 主要施策の予算概要の16ページのほうを御覧ください。

空家等対策事業につきましては、空家及び空地が管理不全な状態になることの防

止を図るために、令和元年9月に尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例が制定されております。令和2年4月には、尾鷲市空家等審議会を設立し、管理不全状態となっている空家及び空地への対処方法について審議していくことにより、空家等の所有者及び管理者に、原則として、自らの責務において、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさぬよう、適切な管理に努める必要性を認識していただき、管理不全状態の空家等の減少に努めてまいりたいと考えております。審議会の委員には、大学教授、弁護士、建築士協会、市民団体の代表の方々に委員をお引き受けいただき、予算といたしましては、審議委員に対する報酬が15万円、旅費が5万5,000円となっております。審議会では、審議の際の資料として、特定空家の状態を判定するチェック表が必要となると考えており、まずは、このチェック表の項目や基準といった内容を固めるための審議をお願いしたいと考えております。

また、委託料573万1,000円として、空家等実態調査業務委託を新年度に行いたいと考えております。この調査により、市内にある管理不全状態の空き家の実態をデータベース化し、今後の特定空家等に対する対処方針を具体的に検討していきます。それ以外の予算は、需用費等、空家等対策に必要な事務費用となっております。審議会により、特定空家等に対し勧告をすべきとされ、勧告、命令を実施した場合、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例から除外されてしまいます。このため、固定資産税の納税通知書に啓発文書を記載するなど、今まで以上に空家等の所有者及び管理者の方々に、特定空家とならないように適正に努めていただくよう周知してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○宇利市民サービス課長 予算書にお戻りいただき、86ページ、87ページを御覧ください。

11目人権啓発推進費は、本年度予算額47万5,000円、前年度予算額に対しまして、47万7,000円の減少でございます。費用の主なものといたしましては、次ページを御覧ください。熊野人権擁護委員協議会負担金25万5,000円等、負担金、補助及び交付金でございます。

92ページ、93ページを御覧ください。

13目コミュニティセンター費は、本年度予算額2,754万5,000円、前年度予算に対しまして、584万1,000円の増加でございます。特定財源といたしましては、コミュニティーセンター使用料が26万8,000円、ふるさと応援基金繰入金が200万円でございます。コミュニティセンター管理経費は1,81

0万8,000円で、主なものといたしましては、報酬が59万4,000円で、コミュニティセンター運営委員会の委員報酬、次ページを御覧ください。光熱水費が535万円、修繕料が90万円でございます。役務費の各地区コミュニティセンターの浄化槽保守点検等手数料が159万2,000円でございます。委託料31万7,000円は、各コミュニティセンターの消防設備機能総合点検業務委託料でございます。使用料及び賃借料の複合機使用料は20万9,000円、三木浦漁村センター借上料は100万円でございます。工事請負費540万1,000円は、旧飛鳥幼稚園取壊し費用でございます。備品購入費59万円は、九鬼及び曾根コミュニティセンターのAED購入に係る費用でございます。負担金、補助及び交付金46万4,000円は、三木浦、大曾根コミュニティセンターの空調機能使用負担金でございます。コミュニティセンター活動経費219万円の内容につきましては、主なものといたしましては、報償費163万円が講師謝礼でございます。

次ページを御覧ください。

集落支援員事業724万7,000円でございます。集落支援員の導入地区といたしましては、今年度と同様、九鬼、三木浦、三木里、梶賀の4地区を予定しております。今年度に任期満了となります三木浦、梶賀地区につきましては、地区内で公募を行い、来年度早い時期に集落支援員の決定を行いたいと考えております。

費用の主なものといたしましては、報償費694万1,000円で、支援員への報償費でございます。

続きまして、14目諸費は、本年度予算額912万円、前年度予算額に対しまして57万9,000円の減少でございます。

市民サービス課に係るものといたしましては、集会所関係経費79万3,000円は、各集会所の管理に係る経費でございます。

主なものといたしましては、次ページを御覧ください。

役務費の浄化槽保守点検手数料32万7,000円でございます。

続きまして、防犯灯整備事業は698万6,000円で、主なものといたしましては、需用費の光熱水費600万3,000円が防犯灯の電気料金でございます。役務費は27万6,000円で、主なものといたしましては、防犯灯移設手数料27万5,000円でございます。

106ページ、107ページを御覧ください。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は、本年度予算額6,641万2,000円、前年度予算額に対しまして、580万3,000円の増加でございます。

ます。財源内訳といたしましては、国県支出金1,303万円、その他特定財源613万3,000円でございます。

市民サービス課に係るものといたしましては、戸籍住民基本台帳経費1,184万2,000円で、主なものといたしましては、次ページを御覧ください。

戸籍システム機器の保守及び稼働維持をサポートするための戸籍システム保守業務委託料447万4,000円、戸籍電算システムの借上料442万2,000円でございます。

続きまして、個人番号カード交付事業1,130万円は、個人番号カード発行等に係る経費で、主なものは、通知カード・個人番号カード関連事務負担金1,062万7,000円でございます。

136ページ、137ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、5目国民年金費は、本年度予算額583万6,000円、前年度予算額に対しまして、159万1,000円の増加でございます。特定財源といたしましては、国県支出金326万円でございます。

市民サービス課に係るものといたしましては、国民年金事務の経費である国民年金一般事務費49万5,000円で、主なものは、国民年金の税控除額改正に係るシステム改修業務委託料29万7,000円でございます。

140ページ、141ページを御覧ください。

8目後期高齢者医療費は、本年度予算額4億4,507万4,000円、前年度予算額に対しまして、1,516万1,000円の増加でございます。特定財源といたしましては、国庫県支出金7,288万4,000円でございます。

市民サービス課に係るものといたしましては、後期高齢者医療事業負担金298万3,000円で、全額、三重県後期高齢者医療広域連合に対する負担金でございます。

186ページ、187ページを御覧ください。

4款衛生費、3項環境衛生費、3目環境衛生費は、本年度予算額118万9,000円、前年度予算額に対しまして、1,000円の増加でございます。その他特定財源100万5,000円は、畜犬登録手数料及び巡回狂犬病予防接種料でございます。狂犬病予防事業は101万1,000円で、主なものといたしましては、畜犬登録業務委託料88万8,000円でございます。畜犬登録に係る業務50件、予防注射に係る業務350件、巡回予防接種に係る業務300件を見込んでおります。



環境保全対策事業は17万8,000円で、主なものといたしましては、猫避妊等手術補助金16万8,000円で、飼い猫に対する補助金でございます。

続きまして、4目斎場管理費は、本年度予算額2,559万4,000円、前年度予算額に対しまして、393万5,000円の増加でございます。その他特定財源233万4,000円は、斎場使用料でございます。斎場一般管理費は1,457万2,000円で、主なものといたしましては、斎場指定管理料1,456万1,000円でございます。これは、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの指定管理委託料の令和3年度分経費でございます。

斎場維持補修費は1,102万2,000円で、主なものといたしましては、工事請負費1,068万1,000円が火葬炉のオーバーホールとして、1号炉における附帯設備を中心としたキャリア台車のオーバーホール、排気ファンオーバーホール、燃焼空気ブロアの入替えを行うと同時に、前年度の保守点検により見つかった項目の修繕でございます。

次ページを御覧ください。

5目墓地管理費は、本年度予算額3,856万9,000円、前年度予算額に対しまして2,808万9,000円の増加でございます。その他特定財源3,639万1,000円は、折橋墓地移転事業に伴う補償金でございます。墓地管理費は99万1,000円で、主なものといたしましては、墓地草刈手数料29万4,000円、光ヶ丘墓地清掃業務委託料51万1,000円でございます。

続きまして、墓地移転事業は3,757万8,000円で、主なものは、墓地造成調査・設計・積算業務委託料3,590万円でございます。

事業の内容につきましては、係長より御説明申し上げます。

○山本市民サービス課係長 主要施策の予算概要の42ページを御覧ください。

都市計画道路、尾鷲港新田線街路事業に伴う折橋墓地移転事業に関しましては、令和2年度に締結した墓地造成調査・設計・積算業務委託の継続実施のほか、折橋墓地の世話人、有識者で構成される折橋墓地移転推進委員会において、墓地移転に係る重要事項等を審議決定し、墓石管理者に決定内容等を通知するとともに、書面等により意見を求め、回答をフィードバックする機会を設け、墓石管理者の皆様と情報共有を図っていくものでございます。これは、先月末に開催されました折橋墓地移転推進準備委員会におきまして、墓石管理者の約2割の方が県外に在住されており、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑みますと、墓石管理者の皆様にお集まりいただく形式での総会や説明会の開催は困難であると判断し、説明

会等の開催に先立ちまして、移転推進委員会の設立について承認されたところであり、現在、本委員会の設立に係る書面表決の発送事務を進めているところでございます。

予算の主なものとしたしましては、先ほど御説明申し上げました推進委員会において決定した事項について、墓石管理者の皆様と情報共有を図るための文書等を送付するための通信運搬費 110万7,000円が主なものとして計上しております。

次に、委託料についてであります。既に債務負担行為を設定しております折橋墓地移転に伴う新墓地造成調査・設計・積算業務委託に係る限度額 3,590万円を計上しております。

次に、使用料及び賃借料の 18万1,000円のうち、主なものにつきましては、今後コロナウイルスが終息した際には、文書等による情報共有のほかに墓石管理者の皆様にお集まりいただき、墓石移転に係るスケジュールや墓石移転補償等の御説明をさせていただく機会を設けたいとの考えから、墓地移転説明会等を開催するための会場使用料を計上しております。折橋墓地移転対象墓石の管理者は約 550名の方が見えられることから、現時点では、文化会館大ホールの使用を考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○宇利市民サービス課長 議案第 11号についての説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

ここで 10分間休憩します。

(休憩 午後 2時21分)

(再開 午後 2時30分)

○南委員長 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

先ほどの当初予算の審査に入りたいと思います。

○濱中委員 予算書 83ページの交通安全のところガードレールの補修費が上がっていましたが、これは場所が予定されておりますか、それとも、これから調査をしながら決めていくというのですか。

○宇利市民サービス課長 来年度の工事請負費につきましては、現在の予定としたしましては、新田地区にございますガードレールが相当に古い状態となっておりますので、ガードレールの取替えを行おうと。新田地区にありますガードレールということを予定しております。

○濱中委員　　大体何メートルになるのかということと、あと、もう一か所、矢ノ川の河口から向かいに至るところ、そこは市道ですよ。違う。

○南委員長　　そうですよ、市道です。

○濱中委員　　市道ですね。最近、民間の方が人の集う場所も用意してくれて、結構注目が集まっている場所ですし、八鬼山の入り口ということもあって、歩行をされる方が結構な数おるんですけれども、かなりのさびが酷くなっておりまして、あれだけさびがあると強度もかなり弱いかなと思いますので、また調査などをお願いして、予定地域に入れていただければと思いますので、その辺りは見られていますか。

○宇利市民サービス課長　　以前から交通安全については、市内の中で、交通安全において危険な箇所を優先的に交通安全協会の方たちと立ち会いながら設定をしております、長くスクールゾーンというか、児童さんが歩かれるところの処理を行ってございました。今年度、来年度につきましては、相当に古くなっているという話もありましたので、一旦そこでガードレールをやらせていただくんですけれども、ほかにもいろんな箇所、要望があるかと思しますので、そこら辺を優先順位をつけて実施をさせていただきたいなと思います。

それから、施工延長ということになるんですが、新田地区の施工延長は27メートルを予定しております。

○南委員長　　他にございませんか。

○野田委員　　85ページの空家等対策事業です。その前にも、小川委員のいろいろ話もありましたけれども、要は、今回の肝煎りじゃないですけれども、この予算については、空家対策の、要は危険性の高い空家をいかにしていくかということが本当に重要な柱だと思います。そして、その中で、今回計画を立てていかないといろんな補助金ももらえないという、この間の行政常任委員会のと時の話もありましたので、まずは計画をしっかり立てていただくということが大事なことだと思いますし、要は、その後、どのような実行をしていくかということが大事だと思うんですよ。その中で、今回、主要施策にもありましたけれども、いろんな委託をして、いろんながっちりと体制をつくっていくということですので、そこら辺の、この1年間で、こういうところまでこの予算でやっていくのか、どこまで入り込んでやるのかということをお示し願いたいと思うんですよ。

○宇利市民サービス課長　　空家等対策計画のお話も含めてなんですが、空家の対策ということになると、やはりどうしても所有者の方がおられますので、第一義的

には所有者の方をお願いをするということになるかと思えます。

それは、所有権を持っておられる方が財産を所有している以上は、管理をする責務を持っておられるというのを前提として組み立てている法律でございますので、第1には、所有者の方に適切な管理をお願いするという事業になります。その次に、適切な管理がしにくい方に対してのサポートという意味で補助金を活用していただいたり、例えば空き家バンクを活用していただくように活用方法を一緒に探っていくという話にはなるんですが、やはり最終的には、所有者の方がどうされるかというのが一番重要なポイントでありまして、そこの部分について広く周知を図っていききたいというふうには考えております。

○野田委員 その話は十分分かるんですけども、まず第1に、優先順位として、危険度の高い空家というのもあるわけです。その中で、特措法の中で載っている空家というものを、危険度の高い地域住民にリスクのある部分も含めて、これは一歩踏み込んだ検討をしていかないと、最終的に地域にリスクを及ぼすような、危険度を及ぼすようなことでは僕はあってはならないと思っております、そこら辺は行政のほうで踏み込んだ考えを持っていただかないといけないのかなと思うんですが、どうですか。

○宇利市民サービス課長 もちろん公共の責務として、それをノータッチでいるということは駄目だという話になりますので、そこの部分については、所定の手続を進めて、法律に基づいた処理を行っていききたいというふうに考えております。

○野田委員 それと、97ページの集落支援員事業なんですけれども、三木浦、梶賀、九鬼、三木里かな、今、こういうことをやっています。その中で、高齢者地域になる中で、ごみ出しとか、あとは病院にグループで送り迎えというんですか、買物弱者も含めて、そういう事業も九鬼を中心にして、梶賀も含めてやられているわけなんですけれども、そこら辺の集落支援員さんの意見交換と、今後、どういう形にしていくのかというような部分の詰めというんですか、そこら辺は、行政側として意見を集約したものを持っているのか。今後、それを基にどういう活動をしていくのかというところはどうか。

○宇利市民サービス課長 集落支援員制度そのものということになりますと、集落支援員制度は、あくまで集落ごとに、今最も必要とするものは何かというのは洗い出しをしていただいた上で、その中で優先度を決めて、集落の方たちとの話合いの中で、3年間において行っていくものを決めていただいております。ですので、全員が同じ方向を向くということは、こちらのほうでこういうほう向いてください

というような事業ではないというのをまず御理解いただきたいなというふうに考えております。その中で、やはり月1回の頻度で集落支援員の方たちとの話合いの場を持たせていただいているわけなんですけれども、やはり地区ごとに方向性というのは若干違っているかなというふうには感じております。

やりたいというか、集落支援の方がこれが重要なので、こういうものやっつけていきたいというものは若干違っているというのが現状でありまして、その中で、公共側から、こういうことをやってくださいという部分では、方向性をこちらのほうが定めていくということはちょっと今現状では考えておりません。

ということで、もちろん集落支援員の方がサポートが要るということであれば、積極的にサポートはさせていただくつもりではいるんですけれども、先ほど委員さんが言われたように、統一した形の中で、こちらのほうへ、こういう施策をとということでは、今現状は行っていないというふうに考えております。

○野田委員　　そういうことで、各地区ごとのニーズというものを十分把握していただいて、またよろしくお願ひしたいということをおっしゃいます。

それと、最後に189ページの墓地造成調査・設計・積算業務委託料、先ほど主要施策の中で話をさせていただいたんですけれども、3,590万という業務委託料があります。そして、墓石の必要判明者数というのは、先ほど554名の中の550名ぐらいが判明しているということで、市民文化会館で全体の説明会をされるということをお聞きしたんですけれども、これは100%の判明した段階でやられるんですか。調査して、前回からずっとやっていただいていますよね、電話をしたりとか。

○宇利市民サービス課長　　墓石の管理者数というのは、基本的には判明しております。一定の期間をもって、告知なり何なりをする形の中で、その期間が終わりましたので、その時点での墓石管理者の数ということで一旦確定をしております。その後に申出がありましたら、もちろんそれは受け付けますので、これが最後までこの数字であるということは明言できないんですけれども、そこによって、多少の数字の上下はあるかなとは思いますが、墓石の管理者数としては、今現状、確定しているというふうなふうに考えております。

それから墓石管理者の500名以上の方たちの集まる機会というのは、本来であれば令和2年度の事業として行わせていただく予定をしておりました。しかしながら、やはりコロナの関係で、先ほど県外の在住の方を含めると100名以上の方が県外にお住まいということで、なかなかその方を集めて一斉の会議をするという機

会を持つことがタイミング的に難しく、通知となりますと、1か月以上前に通知をしないとまずいだろうということで、通知のタイミングを図っているうちに年度末が来てしまったというのが正直なところとなっております。

しかしながら、どうしても事業を進めていかなければいけませんので、先ほど説明がありましたように、墓地移転推進委員会というものを立ち上げさせていただき、皆さんに周知を図って同意をいただくというような手続を現状進めております。

○野田委員 市民サービス課って、いろんなやることがたくさんあって大変だと思うんですけども、墓地については、最終的にきちっとした形で説明責任というか、どうしてもしていかないといけないと思うんですよね、こういう形になるということで。今言ったように、550名の墓石所有者の方がいる中で、今言ったように、なかなか文化会館で一斉に集めてということも不可能だと思います。ところはやめて、委任とか、どういう形になるのか、ちょっと分かりませんが、そこら辺は周知徹底というか、抜け目なく、抜け目なくという言い方はおかしいか。周知徹底と理解をきちっとしてもらえるような形でお願いしたいなと思いましたが、よろしくをお願いします。

○宇利市民サービス課長 やはり私どもとしても、全体会議を持つことができなかったということで、早急に周知をより一層進めるために、資料の配付であったりというのを、今現実に進めさせていただいている状態なので、より一層、皆さんに御納得いただけるような資料作成をして、周知に努めたいというふうに考えております。

○小川委員 1点だけ聞かせください。

空家のところの87ページのところで質問があったんですけども、業務委託料、空家実態調査で573万1,000円上がっていますが、これが終わった後の特定空家の立入調査として認定するというのは、今年度はまだやらないということなんでしょうか。

○宇利市民サービス課長 スケジュール的には、来年度、令和3年度については、委託調査の結果をもって、空家対策計画の修正という作業を行わせていただきたいなというのと、どこかのタイミングで審議会が集まっていいただいて、特定空家の認定基準の確定というところへ行きたいなというふうに考えておりますので、その後の作業ということになりますと、来年度中の立入り等の実施というの、今、現状で考えますとちょっと難しいんじゃないかなというふうに考えております。

○小川委員 じゃ、令和3年は無理で、令和4年以降になってくるという理解を

すればよろしいですか。

- 宇利市民サービス課長 特定空家の認定基準が決まれば、ある程度の、すぐに立入調査になるかどうかはまた別にして、その次の段階に進めるかなというふうには考えております。
- 小川委員 ということは、また、調査のための費用とか、判定するのは委員が判定するわけですか、委員が見るわけですか。
- 宇利市民サービス課長 決定は審議会で行われますので、事前の準備というのは、市民サービス課を中心に必要とする人でいろんな調査を入れることになるんじゃないかなと思います。
- 小川委員 いやいや、特定空家調査に行かれるとき、家が何度傾いているとか、屋根が抜けているとか、専門的な知識も要ると思うんですけども、それは市民サービス課がやるということですか。
- 宇利市民サービス課長 認定基準の内容次第になるかと思うんですけども、その部分で、これは専門の知識の要る方ということであれば、再度予算化をするなり何なりをして、専門の方を雇用ではないですけども、委託をするというような作業になるかなと思います。
- 三鬼（和）委員 今、小川委員が聞いた前段の部分を、予算の部分の業務委託料があるじゃないですか。空家等実態調査業務委託料、これについては、あれでしょう。特定空家であろうというものじゃなし、市内全域の空家とか、危険空地等を全部調べる業務に入るといふことか、その辺のことをちょっと詳しく。
- 宇利市民サービス課長 市内全域の空家と思われるところを洗い出す作業と、その空家がどの程度か。もちろん程度によって、その後の調査の優先順位が決まってくると思うんですけども、優先順位を決めるための空家の程度がどの程度かという目視での調査というものも含めて、空家の分類というものまで含めて、こういうような状態の空家と見られる空家がこれぐらい、パーセンテージありますよという部分での調査になるかと思います。
- 三鬼（和）委員 私も多分そこまでしていただかないと、その次のステップとして、今、小川委員が言われておったところも入ってくると思うんですけど、573万1,000円で尾鷲全域というか、個人で家を2軒ばかり持っておって、住所はこっちにあるけど、住所があるところが空家になっておって、違うところに住んでおるといふこともあるかと思うんですけど、全体の調査というのは1年間というのと、1年間はできるか分らんというのと、573万1,000円でこの業

務というのは、どういった積算なんですか。

○宇利市民サービス課長　こちらのほうとしては、実施している業者さんに特にこういうことをというわけではなくて、やはりこういう業者さんのほうからこういう事業をやっていますというお話がまず過去からあったという話の中で話に入っています。その状態の中で、実際ノウハウを持っており、ある程度の、そこでの作業的な知識を持っておられる事業者さんにおいては、この金額でそれがやれるんじゃないかと。手持ちのデータがある場合がございいますので、事業所さんによれば、手持ちで持っている個別のデータがございいます。それから、市が調査をかけて、お渡しできるデータもあるかと思っておりますので、それらを突き合わせて、この金額でできるという見積りでありました。

○三鬼（和）委員　要望的なこともあるんですけど、今回、尾鷲市内全域のこういった空家とか空地というか、危険空地というのを調べていただくということで、今後の防災避難というのか、そういったところも役立つとは思っていますので、この際ですので、ぜひしっかりこういったものを行い、基礎をつくっていただきたいなあと思っておりますので、今、そういった意味で今日伺ったので、よろしくお願ひしたいなあと思っております。

○南委員長　他にございませぬか。

○楠委員　今の三鬼委員の話の追加なんですけど、基本的に、今回の調査も含めて、基礎データは必ず経年変化があると必要なんですよね。となると、今、県が所有している基礎調査というデータが多分借りられると思うので、それをベースに空家とか空地とかというのを分類されている中でうまく活用して、委員会なりで利用する。結構個人情報なので、それをプリントして出すということはまず無理なんですけど、そういうデータをもらって、それで、皆さんの業務の中でしっかり経年を見て作業していくと。小川委員の心配されている、経年の中にだんだん悪くなっていく建物もあれば、どうするんだいという話も出てくるので、その活用を踏まえて、573万1,000円の委託をしっかりとやっていただいて、しっかり基礎データを持つということを頭に入れて、委託業者にお願ひしたいなあというふうに思うんですが、いかがですか。

○宇利市民サービス課長　今回の基礎データづくりというのがここで終わるわけではなくて、その後の経年変化というのをどうやって、各種統計データを活用させていただきながら、極力、実情に近い形のもので、今回つくったデータを運用していくということですね。運用に関してのノウハウが、今現状ちょっと足りていない



部分がございますので、そこら辺、各種の統計データの引用をしながら、活用の運用していくことをやっていきたいなというふうに考えております。

○奥田委員 予算書188、189、主要施策の予算概要でいうと42ページ、墓地移転事業、先ほどちょっと話が出たんですけれども、これは県がお金を出してくれるんで、あまりとやかく言うつもりはないやけれども、墓地造成調査・設計・積算業務委託料3,590万ということで、令和2年、令和3年を足すと3,200万ぐらいあるのかな、これ。3,590万を足すと7,000万近くなるんですけど、県が出してくれるんで、県は金持ちなので出してくれるんかなという感じがするんやけれども、これはこんなにかかるものなんですか、これというのは。

○宇利市民サービス課長 設計をしたところ、これだけの数字が出るというふうに、費用積算のために委託の仕様の積み上げをしていくとこれぐらいの経費というふうに聞いておりますけれども。

○奥田委員 またこれ、随契でやるんですかね。

○宇利市民サービス課長 この事業については、令和2年に予算を取らせていただいております。令和2年度分の予算及び令和3年度の債務負担行為を取らせていただいておりますので、2か年分の契約については契約済みというふうに考えております。

○奥田委員 それで、僕、令和元年6月やったかな、一般質問したときに。供用開始が令和6年やという話を建設課長がしていたんですけれども、それから11月やったかな。光ヶ丘墓地の折橋墓地からの移転が頓挫して、先ほどの話だと、濱中委員がさっき質問していたけれども、令和6年に墓の移転が始まるという話でしたよね。そうすると、供用開始の時期を分かれば教えてほしいのと、それと、令和3年度、説明会まで入るということでしたけれども、墓石の管理者の方々、了解取れそうなのかという、一つ気になるのは、光ヶ丘墓地だったらある程度近いけれども、やっぱり小原野というと、距離的にはそんなに離れていないか。でも、小原野というと大分遠い感じもするし、その辺の了解が取れそうなのかということと、もう一つ、立ち退きですね。これは県のほうが責任を持ってやっているのかな、今。その辺をうまく、どのような進捗状況なのか、ちょっと教えてもらえますか。

○宇利市民サービス課長 全体工期についてなんですけれども、取りあえず全体工期ということになりますと、県事業ということになっております。今後、令和5年度までの事業をまず設定させていただいたというふうに聞いております。国のほうに事業計画を申請する話の中では、令和5年度ということ聞いておるんですけ

れども、その部分については、変更をかける予定としていると県のほうからは聞いております。延長する予定をしているというところで、現状、まだ延長をされておられませんので、国に対しての事業としては、令和5年度が終了期間なんです、県のほうにおいても、事業期間を延長する予定をしているというふうに県のほうからは聞いております。それがいつになるかというのはまだ確定はしておりませんので、御説明できないというところでございます。

それから、契約については、墓地管理者については、現状においては、皆さんが賛成していただいているかということになってくると、時々で話が変わってくる方もおられますので、全員確実に今賛成ということは言い切れないというふうに考えております。そこについては丁寧な説明をさせていただいて、同意をいただくというほうで考えております。

立ち退きの件に関しては、おおむね同意をいただいているというふうに聞いておりますが、基本的には県のほうで事業をやられておりますので、具体的な話としては、おおむね同意をいただいているというふうに聞いておるというところでございます。

○奥田委員 分かりました。

そうすると、供用開始は、工事が令和5年度末までに終わるということの計画なんですけれども、それは延長されるということですね。境界線の事業はまだ分からんということですね。分かりました。

墓石管理者のほうの、反対している人もおるけれども、丁寧な説明に努めると。

立ち退きのほうは、ちょっとまだ分からんのかな。おおむねということですね。分かりました。

すみません、もう一点だけ、98、99ページなんですけど、予算書でいうと、防犯灯整備事業なんですけど、698万6,000円あって、ほとんどが電気代ですか、600万3,000円。残りで修繕料と移設手数料が主なものとしてあるんですけど、移設が何件予定なのかということと、新設がどのぐらいを考えているのか、教えてもらえませんか。

○宇利市民サービス課長 まず、移設予定なんですけれども、6件程度できるんじゃないかと考えているんですけど、これはあくまでポールを立てない場合になってきますので、ポールを立てるとなると、なかなか移設も件数が減ってくるんじゃないかなというふうには考えています。

移設の条件によって、新たにポールを立てなければいけない場合、電柱につけら

れる場合、例えば、そこに何も無いものですから、どこかのお宅の一部を提供していただける場合、いろいろ要件がありまして、ポールを立てて、そこにポールを設置するとなると、やはり手数料がかかってきますので、そこは6件行かないかなとは思いますが、全体的にいうと、最大で6件できるんじゃないかなと。

○山本市民サービス課係長 すみません、5基でした。

○宇利市民サービス課長 5基です。最大で5基できるんじゃないかなと。

それから、新設については、現状、新設を予定はしておりません。

○奥田委員 そうすると、移設が最大で5基という、5か所ね。それが最少だと無駄ない。一つとか二つとか、そんなのも考えられるのかな。

でも、新設がゼロですか、寂しいですね、何かこれ。暗いところを何とかならんかというところも結構あると思うんですけども、来年度もゼロですか、新設は。寂しいですね、本当に何か。

○宇利市民サービス課長 要綱の中で設置されている場所においては、現状、新設の部分としては想定をしておりません。その後、現状において、今、現状は新規を新設しないといけないという要望箇所というのが出てきていない状態でありまして、要綱に沿った形で、要綱内で設置ができる場所が出てくるということが今現状なかったんです。

○奥田委員 それはちょっとあれじゃないですか。要綱に沿って一件もないって、要望なんかいっぱいありますよ、本当に。ちょっとその……。

○宇利市民サービス課長 要望箇所については、その都度見せていただいているんですけども、現状、要綱に照らし合わせる中で設置ができるという判断をさせてもらったのがないという意味なんですけれども、要望はたくさんあるのは存じ上げていますけれども、その中で、一般質問の中で濱中議員さんからもお話があったように、自主防の補助金を御案内したりとか、要綱に沿えない部分については、自主防の補助金を御案内したりという内容でさせていただいているのが現状でございます。

○奥田委員 でも、要綱は要綱ですけど、見直さなあかんのじゃないですか、それはちょっと。だって、暗いところばかりじゃないですか。これで防災も考えたら、今のままで本当にええのか、防災もそうやし、防犯のことも考えても、そんなので、要綱どおりですからとって、それで本当に市民のための行政ってやれるんですか。

だって、ちょっとすみません。だって、僕、賀田の人にも聞いたんですけど、五、六年前に空き家バンクで来て、駅の周りが暗かったもんで、市の職員も、あなた方

じゃないかもしれんけど、あなた方も言ったのかな。すぐつけますよと言って、それが、何か移設しますよと言って、移設のお金もない。ほったらかし。本当に尾鷲市にうそをつかれたとって怒っている人もおるんですよ、これ。だましじゃないですか、だましたようなものですよ、移住してきた人に対して。後から要綱がどうのこうの。移設しますよと言って、移設してくれるんですかと思ったら、お金がない。尾鷲市さんってそんなのかなとって、そんなので移住してくれますか、そんなので、尾鷲市へ。移住・定住を考えても、やっぱりマイナスですよ、そういうことを考えたら。うそついたらあかんわ、市役所の職員も。そういうふうにだますようなことはあかんって、やっぱり。僕は、よその人をだますというようなことはあかんよ。最初からそういう話をしたらええのに、しやへん、そんなこと。政策調整課もええことを言って。すぐつけてもらえるよ、市民サービス課もそうやり、すぐつけますよと言っておきながら、後々、要綱がこうなんでとかいって、ちょっと待ってください、ちょっと待ってください。移設しますので、ちょっと待ってください。挙句の果てには全然つけない。こんな話を聞いておると嫌になりますよ。こんなので尾鷲市に定住してくれますか、移住してくれますか、本当。商店街なんか真っ暗じゃないですか。駅なんか、駅裏でも真っ暗やで。こんなので、誰が来てくれるんですか、尾鷲市に、本当に。それで要綱が要綱がとって、寂しい話ですよ、本当にこんな。いいですけど、よくないですけど。

○南委員長 担当のほうからないですか。

○宇利市民サービス課長 大変申し訳ないんですけども、市民サービス課のほうから、すぐにつけますよと言った話については、私どもとしても今は認識していない話だったものですから、移設については、やはりつけた経緯もございますので、区なり何なりのある一定の基準の、地区の集団の中で、移設を希望されている方がいるんですが、移設をしてもよろしいでしょうかというお話をした中で、移設をオーケーいただいた場合、移設をさせていただいております。なので、例えば区であれば区のほうから移設のオーケーが出ない場合は、現状移設ができていないという事例があるのは存じ上げております。

そこの部分については、区との話合いの中で、移設をできなかったケースがあるやに聞いているんですけども、そこの部分については、初めから移設でできますよとかという話を、今現状はしていない状況だというふうに認識をしております。また確認をさせていただきたいなと思うんですけども、極力、皆さんの希望に添うような形で処理をさせていただいているつもりなんですけれども、あと、要綱の改

定につきましては、今現状、よく言われている40メートル間隔というものが、例えばの話、それを20メートルにすると、下手をすると倍の基数が必要になってくる場合も出てくるかなというところで、なかなか踏み込みにくい部分ではございます。

なので、何かしらもうちょっと、つくった当時とは事情が違っている。やはり空家が多くなっているところで、それをそのまま置いておくのが正しいというふうに思っているわけでは決してないわけなんですけど、どういう部分で要綱を触れるのかという検討をしながらやっている中で、なかなかいい案が出てきていないというのが現状でございます。

以上です。

○高村委員　　今話を聞きよって、奥田さんの話と課長の話を聞きよって感じたことやけど、市民サービス課は、担当課の人がそういう要望を聞いて、課長に話を言っていないんじゃないかと思ったんさね。つまり、横の連携、縦の連携がスムーズに行っていないというのを表しておるように思うんさ。以前、新田の墓地の5年かかったのも、やはり連携せんと、課長が動かなかったとか、担当も動きよったんやけど、5年かかってできなんだというのは、やはり縦の連携がスムーズに行っていなかったのを表しておるんやで、もうちょっと会議なんかもきちっとやって、こういうことを忘れていないかというようなものも示し合わせて、物事を完成していかなあかんと思うんさ。どうですか、課長。

○宇利市民サービス課長　　要望について、今全て把握しているかという話になると、私のほうとしても要望があったという話を聞いているつもりでしたもんで、それは聞いていないケースがあるんやって言われると、今それを説明することはできませんけれども、私のほうとしては、防犯灯等の要望がこういう要望がありましたよという話は聞かせていただいている中でありますので、そういう部分で報告漏れがあるというふうには認識、今現状はしていない状況でございます。

○高村委員　　やはり各課とも会議をいかにしておるか、短く、本当に市民の気持ちを伝えておるかというのは大事なんですよ。この課としては何回やっておるかというのも大事ですよ。言い忘れたことはないか、それでええんやなというのは、課長は各職員に対して、気配りなんか、意見をちゃんと言わなあかん。そうせな尾鷲市はええなっていかにへん。

以上です。

○濱中委員　　さっきの防犯灯の中で、防災のほうの補助金を使うことによってと

いう説明をいただきましたけれども、それは防災のほうの補助金を使えるところとしてはそうかもしれませんけれども、私が申し上げたかったのは、要綱の見直しは、40メートルを20メートルにただ単に短くせよという話ではないですよ。本当にポールを立てられるか、立てられないかということによってしか決められない防犯灯の在り方は、もう見直したらどうですかというふうに申し上げたわけで、今、ポールがなければつけられない状態だったものが、今、いろんな器具が出てきていますよねというお話をさせてもらったわけですから、予算を大幅に増やすというよりは、そういう臨機応変な使い方ができるように、ポールがない形であったりとか、電気代がかからない。ここに600万も使っておる電気代が、本当に節約できる器具やったって出てきておるわけですから、じゃ、必要のなくなったところを移転するのに、それをポールを立てられるところに移すんやったら、電気代の要らないものに替えていくような、そういう見直しもできる要綱にされればどうですかというふうに思ったわけで、実情にそぐわないですよというのは、これだけ路地の多いところやと、僅か5メートル離れても直角に曲がれば真っ暗になるという実情があったりするということなので、そういったところの見直しをお願いしたいんですよ。これが本当に尾鷲の市街地にとって適したものであるのかなというのをやっぱり疑問に思っておりますので、そういった辺りの見直しをするつもりはないわけですか。あのままの要綱のままでしばらくやられるということなんですね。

○宇利市民サービス課長　市の設置するものにおいて、先ほど言われたようなものが可能かどうかも含めて検討をしていくつもりではございます。

それが、現状、実際に要綱があるものですから、その要綱をどうするかという部分から話を入れる必要があるかなというふうの中で、今現状40メートルで、その範囲に何軒以上の家があるってというような要綱の内容になっておりますので、それをどういうふうに変えていくかとなると、その一文として、距離を出しただけで、それだけを変えるという話をさせていただいているわけではないんですけれども、現状、なかなかいい案がない中で、その中において、自主防の補助金の活用が今まで私どもの中では視野の中に入ってなかったものですから、今現状において、補助金の活用も案内をさせていただいているという部分で、それは決して要綱変えないという宣言をしているという意味ではございませんので。

○南委員長　少しペースを進めたいと思いますので、御協力をお願いします。

○濱中委員　分かりました。

本当にいろんな考え方を持って検討していただく中に、1点だけ、もう御承知か

と思うんですけれども、住む家が少なくなったので、そこには必要ないというようなどころを移転するという考え方を、もう一度再検討していただきたいと思うのは、空家がつながっているから真っ暗になる道があるということは分かっておいていただきたい。今までは、人のおうちの明かりを借りて明かりを取っておった部分が、空家が増えると、そこは真っ暗になってしまうんですね。そういった辺りの視点も話し合いをしながらやっていただきたいと思います。

○三鬼（和）委員　防犯灯か防災灯となるとちょっと違うか分からんですけど、中電さんが撤退するという事で、ほとんど解体された中で、市民の方に指摘されたので、第1ヤード、第2ヤード辺りを昼間と夜間走ってみると、あそこに、矢ノ川を越えた橋かな。橋の向こうに1戸あるだけで、あとは真っ暗。今は、もう時代が変わって、中学生の子もあそこは通学路ではないかも分からんですけど、あまりにも旧東邦さん、中電さんに頼っておったものか知らんけど、あそこに全然ないというか。センターラインなんかも全然消えておって、それは今年度、建設課を通じてセンターラインを引いてくれるようですけど、ちょっとあの辺も考えやな、空地になっていて、そのまま何かというと、余計あの辺で災害が起きたときとか、防犯灯的にも車で走るだけかも分かりませんが、あまりにも急に人が出てきたりとかあっても、危ないぐらい真っ暗なので、そういったのは、市民サービス課も通じてチェックするなり、検討してほしいと思うんですけど、どうですか、その辺は。

○宇利市民サービス課長　あそこら辺の道も何とかならないかなという声を聞かせていただいたこともございます。なかなか難しい問題で、そういう部分を何で見るといことになるかなとは思いますが、やはり市民サービス課としては、まず人の住んでいるところからというふうに考えておりますので、必要性は十分理解するところでありますし、そういう部分の市民の楽しみを何とかしたいという気持ちもあるんですけれども、優先順位といたしましては、人の住んでいるところからならざるを得ないのかなというふうには考えております。

○三鬼（和）委員　楽しむんじゃなしに、生活道路は生活道路なので、そのままにしておいて、市民サービス課が全部やれとは言いませんけど、そういった防災的なものも含めてでも、あまりにも暗い、夜行ったら分かると思います。ほとんど橋の付け根ぐらいしか明かりがのうて、東邦の陸橋が残っておるところなんか本当に真っ暗で、車で通っていても、何かが飛び出てきたら分からないぐらい相当暗いので、その辺は生活環境として考えてもいいのではないかなと思いますので、検討していただきたいと思います。

○南委員長 要望ということで、他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、当初のほうの11号の審査は終わりたいと思います。

続きまして、議案第12号のほうをお願いいたします。

○宇利市民サービス課長 続きまして、議案第12号、令和3年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

当初予算書の329ページを御覧ください。

今回の当初予算につきましては、第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億3,869万2,000円とするものでございます。

続きまして、第2項第1表歳入歳出予算の内容について御説明申し上げます。

予算書338ページ、339ページを御覧ください。

歳入でございます。

1款国民健康保険税につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 それでは、令和3年度国民健康保険税について説明させていただきます。

まず、当初予算書338、339ページの最下段の計の欄を御覧ください。

1款1項国民健康保険税、本年度予算額3億6,156万1,000円、前年度予算額と比較して532万円の減額見込みであります。

税務課、委員会資料7ページを御覧ください。

当初予算につきましては、令和2年度の国保税の調定状況を基本に、経年変化による見込み、具体的には加入世帯数の減少等を加味して調定見込額を把握し、見込み収納率を乗じて積算しております。

右半分の昨年度との比較を御覧ください。

節ごとに御覧いただきますと、1目一般保険税、3目介護納付金現年課税分や6節の介護納付金分滞納繰越分のように若干増額するものもございますが、国保税全体といたしましては532万円、約1.45%の減額見込みといたしました。減額の主な要因といたしましては、加入世帯数及び人員の減少によるもので、ちなみにコロナ禍による収入減の影響は比較的少ないものと見込んでおります。

なお、退職者国保制度につきましては、既に制度廃止されており、令和2年度より新規加入世帯はございませんが、過年度分につきまして、遡及して追徴課税とな



る案件が発生する可能性がなくはないことから、最低限頭出しの1,000円を計上させていただいております。

国民健康保険税の説明については以上であります。

○宇利市民サービス課長 予算書340ページ、341ページを御覧ください。

2款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金は、本年度予算額16億6,171万2,000円で、前年度予算額に対しまして6,843万5,000円の減少でございます。

内訳といたしましては、普通交付金が15億9,840万円、特別交付金が6,331万2,000円で、前年に比べ減少した理由は、主に保険給付費の減少見込みに伴う普通交付金の減少でございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目基金運用収入は、本年度予算額1,000円で、前年度と同額でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、本年度予算額2億889万9,000円で、前年度予算額に対しまして779万9,000円の減少でございます。

内訳といたしましては、保険基盤安定繰入金1億2,099万6,000円が、低所得者の保険税軽減分などに対する国、県、市の一般会計からの繰入金でございます。

職員給与費等繰入金5,250万3,000円が、人件費や事務経費に対する繰入金、出産育児一時金等繰入金140万円が、出産育児一時金に対する一般会計からの3分の2の繰入金でございます。

国保財政安定化支援事業繰入金3,400万円は、被保険者の応能割保険税負担能力に特に不足していることなど、保険者の責に帰することができない特別の事情に基づくと考えられる要因に着目して、限定的に認められている一般会計からの繰入金で、交付税による財政措置が講じられるものでございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、本年度予算額1,000円で、前年度と同額でございます。

次ページを御覧ください。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、本年度予算額1,000円で、前年度と同額でございます。

6款諸収入、1項延滞金加算金及び過料につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 予算書342、343ページの上から2段目の表、延滞金を御覧ください。

6款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、1節一般被保険者延滞金306万1,000円並びに2節退職被保険者等延滞金3,000円は、それぞれ国民健康保険税の延滞金あります。

説明を市民サービス課に戻します。

○宇利市民サービス課長 続きまして、2項雑入、1目一般分第三者納付金は、本年度予算額340万円で、前年度予算額に対しまして10万円の減少、2目退職分第三者納付金は、本年度予算額1,000円で、前年度予算額に対しまして9万9,000円の減少でございます。第三者納付金は、被保険者が交通事故など第三者の行為により負傷した場合の保険給付に対する返納金でございます。

3目一般分返納金は、本年度予算額5万円、4目退職分返納金は、本年度予算額1,000円で、前年度と同額でございます。

3目、4目の返納金は、いずれも被保険者の医療費返納金でございます。

5目雑入は、本年度予算額1,000円で、前年度と同額でございます。

国庫支出金につきましては、本年度は予算計上がございません。

続きまして、歳出でございます。

次ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、本年度予算額4,830万2,000円で、前年度予算額に対しまして702万5,000円の減少でございます。国保職員人件費3,878万3,000円につきましては、市民サービス課2名、税務課4名の合計6名分の人件費でございます。

市民サービス課に係るものといたしましては、国保一般管理費951万9,000円は、国民健康保険事業の資格、給付等の事務的経費で、主なものとしましては、被保険者証郵送代、資格の有無の確認事務手数料など役務費が518万円。

次ページを御覧ください。

総合住民情報システム等庁内システムの国保分利用負担金327万1,000円でございます。

続きまして、2目連合会負担金は、本年度予算額97万4,000円で、前年度予算額に対しまして、4万8,000円の増加でございます。

主なものといたしましては、連合会保険事業負担金36万8,000円、連合会一般負担金44万9,000円でございます。

2 項徴税費につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 予算書 346、347 ページ、下段の表を御覧ください。

1 款総務費、2 項徴税費、1 目賦課徴収費、予算現額 599 万 3,000 円、昨年度予算額との比較 316 万 6,000 円の増であります。

まず、説明欄を御覧ください。

最上段、国保賦課費の合計は 423 万 4,000 円で、これは国民健康保険税の賦課に係る事務経費であります。

内訳を申し上げます。まず、需用費 2 万 1,000 円は、事務用消耗品費です。役務費 33 万 1,000 円につきましては、納税通知書等に係る通信運搬費です。

次の委託料 304 万 2,000 円は、税制改正に伴う総合住民情報システム改修業務委託料で、この費用に対する財源措置といたしましては、国の特別調整交付金 304 万 1,000 円が充当される予定でございます。

最後、使用料及び賃借料 1 万 6,000 円は、複合機の使用料でございます。

次ページにお移りいただきまして、右側、最上段を御覧ください。

負担金、補助及び交付金 82 万 4,000 円は、納付書共同印刷に係る一般会計に対する応分の負担金です。

次に、国保徴収費です。合計額が 175 万 9,000 円、これらは国民健康保険税の徴収に係る事務経費であります。

内訳を申し上げます。まず、旅費 3 万 8,000 円は昨年度と同額で、市外徴収に係る普通旅費であります。次の需用費 46 万 1,000 円の主なものといたしましては、納付書等の印刷製本費 36 万 6,000 円であります。次に役務費が 70 万円で、主なものといたしましては、督促状などの郵送料であります。負担金、補助及び交付金 56 万円は、三重地方税管理回収機構に対する負担金であります。

徴税費の説明は以上です。

市民サービス課と交代いたします。

○宇利市民サービス課長 続きまして、3 項運営協議会費、1 目運営協議会費は、本年度予算額 31 万 8,000 円で、前年度と同額でございます。

主なものといたしましては、国保運営協議会委員報酬 30 万 4,000 円で、委員の協議会及び研修会参加に係る報酬で、協議会開催は 3 回予定しております。

次ページを御覧ください。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般分療養給付費等は、本年度予算額 13 億 7,299 万 8,000 円で、前年度予算額に対しまして 7,112 万円の減少で

ございます。

2目退職分療養給付費等は、本年度予算額1万円で、前年度予算額に対しまして39万円の減少でございます。

3目一般分療養費は、本年度予算額1,233万4,000円で、前年度予算額に対しまして、277万9,000円の減少でございます。

4目退職分療養費は、本年度予算額5,000円で、前年度と同額でございます。

5目審査支払手数料は、本年度予算額416万7,000円で、前年度の予算額に対しまして、13万5,000円の減少でございます。

主なものは、国保連合会の手数料で、レセプトの内容点検に対する診療報酬審査支払手数料411万7,000円でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費の特定財源は、全て普通交付税でございます。

また、歳出見込みにつきましては、県より示されている普通交付金見込み算出資料などを基に積算しており、被保険者数の減少などにより、前年度に比べ減少するものと見込まれております。

2項高額療養費、1目一般分高額療養費は、本年度予算額2億1,639万4,000円で、前年度予算額に対しまして358万3,000円の減少でございます。

次ページを御覧ください。

2目退職分高額療養費は、本年度予算額1万円で、前年度予算額に対しまして、5万1,000円の減少でございます。

3目一般分高額介護合算療養費は、本年度予算額10万円で、前年度と同額でございます。

2項高額療養費の特定財源は、全て普通交付金でございます。

また、歳出見込みにつきましては、療養諸費と同様、県より示されている普通交付金見込み算出資料などを基に積算しております。

続きまして、3項移送費、1目一般分移送費は、本年度予算額1,000円で、前年度と同額でございます。

続きまして、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は、本年度予算額210万円で、前年度予算額に対しまして126万円の減少でございます。出産育児一時金として1件42万円、対象者5名分を見込んでおります。

2目審査支払手数料は、本年度予算額2,000円で、前年度と同額でございます。対象件数5件分を見込んでおります。

次ページを御覧ください。

5項葬祭諸費、1目葬祭費は、本年度予算額200万円で、前年度と同額でございます。葬祭費として、1件5万円、対象者40名分を見込んでおります。

6項傷病手当金、1目傷病手当金は、本年度予算額28万9,000円で、前年度予算額に対しまして28万9,000円の増加でございます。これは、新型コロナウイルス感染症に感染された方等に対する傷病手当金で、1日当たり支給額3,437円と見込み、14日間、対象者6名分を計上しております。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分は、本年度予算額3億5,688万7,000円で、前年度予算額に対しまして1,698万2,000円の減少でございます。一般被保険者の医療給付費給付費分に係る納付金でございます。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分は、本年度予算額1億1,649万1,000円で、前年度予算額に対しまして827万9,000円の減少でございます。一般被保険者の後期高齢者支援金等分に係る納付金でございます。

次ページを御覧ください。

3項介護納付金分、1目介護納付金分は、本年度予算額3,901万2,000円で、前年度予算額に対しまして820万円の減少でございます。一般被保険者の介護納付金でございます。納付金全体額につきましては、前年度予算額に対しまして3,346万1,000円の減少となっております。これは、主に県全体の納付金額の減少によるものでございます。また、各市町が県に納める県全体の納付金に対する本市の納付金の占める割合は約1.11%となっております。

続きまして、4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目共同事業拠出金は、本年度予算額1,000円で、前年度と同額でございます。年金受給者一覧表作成に係る退職医療共同事業事務費拠出金でございます。

続きまして、5款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費は、本年度予算額670万円で、前年度予算額に対しまして144万1,000円の増加でございます。疾病予防費670万円の主なものといたしましては、委託料532万7,000円で、内訳は、次のページを御覧ください。

脳ドックに係る住民健診等委託料118万円、レセプト点検業務委託料249万7,000円、結核精神疾患医療費に対する特別調整交付金の申請支援業務委託料165万円でございます。

続きまして、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費は、本年度

予算額 2,339万7,000円で、前年度予算額に対しまして173万円の増加でございます。特定健康診査等事業費 2,339万7,000円の主なものといたしましては、委託料 2,246万円で、内訳は、健診委託料 1,848万3,000円、特定健診受診率向上対策委託料 397万7,000円でございます。健診委託料につきましては、特定健診の受診率を42%と見込み、1,540人分の受診費用を計上しております。また、さらなる受診率の向上を目指すため、個別通知及び戸別訪問による受診勧奨を継続しながら、受診開始直後の7月に、令和3年度、新たに福祉保健センターでの集団健診の実施を予定しております。

次ページを御覧ください。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金は、本年度予算額 2,817万8,000円で、前年度予算額に対しまして、2,747万8,000円の増加です。国保財政調整基金として積み立てるものでございます。

委員会資料の8ページを御覧ください。

当初予算後の令和3年度末の国保財政調整基金残高は、取崩し額が1,000円、積立額が2,817万8,000円となり、差引き2,817万7,000円の増加と見込んでおります。

歳入においては、国保加入者の減少等に伴う国保税収の減少、歳出においては、県に納める国民健康保険事業納付金の減少を見込み、財政調整基金を積み立てる予算編成となっております。

予算書にお戻りいただき、360ページ、361ページを御覧ください。

7款公債費、1項公債費、1目利子は、本年度予算額 13万2,000円で、前年度予算額と同額でございます。一時借入金が発生した場合の償還利子でございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般分保険税還付金、2目退職分保険税還付金につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 予算書360、361ページの上から3段目の表を御覧ください。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般分保険税還付金、22節償還金、利子及び割引料 180万円と、同じく2目退職分保険税還付金 9万6,000円は、いずれも国民健康保険税の過誤納付還付金でございます。

市民サービス課に戻します。

○宇利市民サービス課長 続きまして、2項繰出金、1目一般会計繰出金は、本年度予算額 1,000円で、前年度と同額でございます。

議案第12号についての説明は以上でございます。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いします。

よろしいですか。もしあったら、また次のほうでもよろしいですので、それでは、議案第13号、令和3年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算の議決についての説明を求めます。

○宇利市民サービス課長 続きまして、議案第13号、令和3年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

予算書の367ページを御覧ください。

今回の当初予算につきましては、第1表第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億6,465万6,000円と定めております。

続きまして、第2項第1表歳入歳出予算の内容について御説明申し上げます。

予算書の374ページ、375ページを御覧ください。

歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 それでは、予算書374、375ページの最上段の表を御覧ください。

最上段、1款後期高齢者医療保険料の計の欄を御覧ください。

本年度予算額2億2,153万4,000円、前年度予算額と比較して5,139万円増額の見込みであります。

税務課、委員会資料10ページを御覧ください。

科目ごとの前年度比較表であります。それぞれ増額の主な理由といたしましては、高齢化の進行により、国民健康保険や他の医療保険からの移行加入者の増加であると思われまます。

なお、後期高齢者医療保険料につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合からの見込み資料を基に、特別徴収、普通徴収に案分して予算計上しております。

後期高齢者医療保険料についての説明は以上であります。

○宇利市民サービス課長 続きまして、2款繰入金、1項繰入金、1目繰入金は、本年度予算額4億4,209万1,000円、前年度予算額に対しまして、1,516万6,000円の増加でございます。

事務費繰入金は3億4,491万2,000円、保険基盤安定繰入金は9,717

万9,000円でございます。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、本年度予算額1,000円、前年度予算額と同額でございます。

4款諸収入につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 4款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金3万円につきましては、後期高齢者医療保険料に係る延滞金収入であります。

次に、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金及び還付加算金100万円につきましては、過誤納付金などの還付に伴い、同額を広域連合から収入されるものであります。

以上です。

○宇利市民サービス課長 続きまして、歳出でございます。

次ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、本年度予算額710万4,000円、前年度予算額に対しまして、314万5,000円の減少でございます。

後期高齢職員人件費は420万7,000円で、職員1名分の人件費でございます。

後期高齢一般管理費289万7,000円の主なものといたしましては、一般会計に対して支払う後期会計分の総合住民情報システムの利用負担金274万5,000円でございます。

2項徴収費につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 376、377ページの下段の表を御覧ください。

1款総務費、2項1目徴収費147万1,000円は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務経費であります。

内訳を申し上げます。

10節需用費15万5,000円は、事務用消耗品費等であります。

予算書の次ページ、378、379ページに移っていただき、説明欄最上段を御覧ください。

11節役務費51万8,000円の主なものは、保険料額決定通知書などの郵送料であります。

13節使用料及び賃借料2万2,000円は、複合機使用料、18節負担金、補助及び交付金77万6,000円につきましては、納付書共同印刷に係る一般会計に対する負担金であります。



徴収費は以上であります。

- 宇利市民サービス課長　　続きまして、2款広域連合負担金、1項広域連合負担金、1目広域連合負担金は、本年度予算額6億5,508万円、前年度予算額に対しまして2,347万6,000円の増加でございます。三重県後期高齢者医療広域連合に対する負担金で、内訳の主なものとしたしましては、保険料等負担金が2億2,156万4,000円、保険基盤安定負担金が9,717万9,000円、療養給付費負担金が3億2,323万6,000円でございます。

次ページを御覧ください。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金につきましては、税務課より御説明申し上げます。

- 仲税務課長　　まず、上段の表を御覧ください。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金及び還付加算金100万円は、保険料の過誤納納付還付金でございます。

以上です。

- 宇利市民サービス課長　　続きまして、2項繰出金、1目一般会計繰出金は、本年度予算額1,000円で、前年度と同額でございます。

議案第13号についての説明は以上でございます。

- 南委員長　　説明は以上でございます。

12号と13号と併せて。

- 濱中委員　　もし説明の中でも説明済みやったらごめんなさいね。

350ページです。

国保税のほうに、12号のほうに戻ってしまいますけれども、例を挙げて言うと、1目の一般分療養給付費の前年度と今年度の比較の中で、7,000万、今年減りますよという表し方をされておるんですけれども、結局、今年度の最後の補正で、実際に大体これだけいったよねというところと比べると、ほぼ同じ額なんですよね。100万ぐらいしか変わらない。恐らく今年度、2年度に関してはコロナでかなり病院へ行かれる方が減ったと思うんですけれども、病気がなくなったと考えればうれしいけれども、病院へ行くのを控えた結果がこれなのかなという気がするんですけれども、今年度、もし、この夏までにワクチンが皆さんに行き渡って、表へ出られる、病院へも自由に行かれるような状況になったとしても、それでもこれぐらいは減るだろうという見込みで進まれるという、そういう理解でよろしいですか。

- 宇利市民サービス課長　　療養費に関しましては、県のほうから納付金というも

のが来ます。納付金を納付するという仕組みになっているんですけども、納付金の算定の数字に合わせた形で療養費のほうの予算を組ませていただいているのが現状です。それについては、県のほうも、来年度の納付金の中にコロナの影響というのは読み込んでいないというお話があります。その中で、今年度の実績は、私どもとしては、コロナの影響が少なからずあるのではないかという判断をしているんですが、それが一体どれぐらいのものなのかというのが正直分かりませんので、現状は、実績に応じた形で来年度予算を組んで、年度内において数字が変わってきた折に、それを対応していくという作業を行うと思います。それについては、会計部門については県に一元化しておりますので、県でお金をプールしていく中で、私どもがお支払いしている給付費については、同額を普通交付金ということで補填されるということの制度になっておりますので、現状においては、県のほうとしてもこの形で予算を組んでおいて、実際のコロナの終息等で給付費が上がるような事態があれば、県のプールしているお金の部分からそれを補填というか、補正をかけてくるという仕組みになるのではないかというふうに考えております。

○濱中委員　一つ安心というか、見込みが去年並みでいいのかな、もし足らなんだらどうするのかというのが1点あったのと、実はこれ、直接国保と関わりはないんですけども、やっぱりここに表れてくる見込みと尾鷲総合病院の患者さんが増えるのか、減るのかという辺りの見込みと、イコールではないですよ、国保税ですから、ほかの病院も行かれていますから。だけど、世の中の流れとして、そういうふうに患者が戻るというふうに予測するのかどうかという辺りをこの数字で計っておりましたので、気になっておりました。だけど、これで見込んでおって、増えた分に関してはという、プール制度の話が分かったので、一つ安心といたします。ありがとうございます。

○南委員長　他にございませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　それでは、12号と13号の審査を終了いたします。

最後で、報告事項1点だけ。

○宇利市民サービス課長　最後、報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険及び後期高齢者医療の傷病手当金の取扱いについて報告をさせていただきます。

現在、適用期間を令和2年1月1日から令和3年3月31日の間に感染した新型

コロナウイルス感染症の療養のため、労務に服することができない期間としております尾鷲市国民健康保険の傷病手当金につきまして、このたび厚生労働省より財政支援の対象期間の再度の延長が示されたことに伴い、本市の傷病手当金の適用期間の終期につきまして、現在の令和3年3月31日から同年6月30日まで延長するため、尾鷲市国民健康保険規則の改正を行いたいと考えております。

また、三重県後期高齢者医療広域連合においては、3月10日に同様の規則改正が行われましたので、併せて御報告申し上げます。

市民サービス課からの報告は以上でございます。

○南委員長 分かりました。

以上で本日の行政常任委員会は終了いたします。

なお、1点だけで連絡事項、来週の15日月曜日は、午前8時45分から管内視察を行いますので、作業着の上着着用をお願いいたします。

終了いたします。ありがとうございました。御苦労さまでした。

(午後 3時47分 閉会)